大阪大学核物理研究センター

放射線障害予防規程とその関連規程集

令和 8 年 10 月 6 日

1. 放射線障害予防規程

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程

（目的）

第１条　この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。以下「法」という。）第２１条に基づき、放射性同位元素及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線発生装置の使用その他取扱い及び管理に関する事項を定め、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、核物理研究センター放射線管理区域（原子力規制委員会使第２４５０号による）に立ち入るすべての者（以下「立入者」という。）、管理区域立ち入りに関わらず放射性同位元素等又は放射線発生装置を使用、管理、その他付随する業務に従事するすべての者に適用する。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「放射化物」とは、放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。

（２）「放射性汚染物」とは、前号に定めるもののほか、放射性同位元素によって汚染された物をいう。

（３）「放射性廃棄物」とは、放射性同位元素及び放射性汚染物の廃棄物をいう。

（放射線障害防止に関する組織及び職務）

第４条　核物理研究センター（以下「センター」という。）における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

（放射線安全委員会）

第５条　センターに、放射線障害の防止、業務の改善活動に必要な事項を審議し、大阪大学放射線施設自主安全管理点検活動を主導するため放射線安全委員会を置き、その構成員と審議事項の範囲は、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則（以下「細則」という。）でこれを定める。

（核物理研究センター長の職務）

第６条　核物理研究センター長（以下「センター長」という。）は、センターの放射性同位元素等使用施設における放射線障害の防止並びに業務の改善活動に関する業務を総括し、主導する。

（放射線取扱主任者）

第７条　放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を１名置く。放射線取扱主任者がその職務を３０日未満の期間行えない場合の代理者をあらかじめ指名しておくものとする。

２　放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないと

きは、その期間中職務を代行させるため、法に定める放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから放射線取扱主任者の代理者を置く。

３　センター長は、前条の職務を遂行するに当たっては、放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者（以下「主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

４　放射線取扱主任者及び３０日以上のその代理者（以下「主任者」という。）の選任については、センターの職員のうち第１種放射線取扱主任者免状を有する者の中から法人の代表者である学長（以下「総長」という。）が行うものとし、総長はこれをセンター長に専決させるものとする。

５　前項に掲げる選任又は主任者の解任の専決を行った場合は、速やかに総長に届け出なければならない。

６　必要に応じて放射線取扱主任者補佐若干名を置き、センター長が委嘱する。

７　センター長は法第３６条の２の規定に基づき、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和３５年総理府令第５６号。以下「法施行規則」という。）第３２条第２項で定められた期間ごとに、定期講習を受講させなければならない。

８　放射線取扱主任者の代理者の職務及び権限は細則でこれを定める。

第８条　主任者は、第７条第１項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当たる。

（１）大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程の改正等への参画

（２）法に基づく申請、届出及び報告の補佐

（３）立入検査の立合い

（４）センター長に対する意見の具申

（５）放射線安全委員会の開催の要求

（６）使用状況等並びに放射性同位元素等使用施設、帳簿及び書類等の監査

（７）関係者に対する関係法令、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程の遵守のための指示

（８）危険時等の対策及び措置

（９）大阪大学放射線施設自主安全管理点検活動への参画

（１０）その他放射線障害の防止に関する必要事項

（放射線管理室）

第９条　放射性同位元素等使用施設の維持・管理、並びに放射性同位元素等又は放射線発生装置を安全管理し放射線障害の発生を防止するためセンターに放射線管理室を置く。

２　放射線管理室に室長を置き、センター長が委嘱する。

（従事者登録）

第１０条　センターにおいて、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取り扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項に従い、放射線業務従事者として登録されなければならない。

（放射線管理区域への立ち入り）

第１１条　放射線管理区域（以下「管理区域」という。）への立ち入りは、前条で登録された放射線業務従事者および一時的に管理区域に立ち入る者のみに許可される。

２　管理区域に一時的に立ち入る者は、次の各号のいずれかに該当する教職員の中から放射線安全委員会が認めた者の許可を得なければならない。

（１）センター常勤教職員（他部局を専任とする兼任教職員を含む）

（２）前号により認められていた教職員が常勤から引き続きセンターの専任または兼任の非常勤教職員に職が変更になり、常勤教職員でなくなってから１年以内の非常勤教職員

（管理区域に関する遵守事項）

第１２条　立入者は、この規程を遵守するとともに、センター長及び主任者が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

２　立入者は､管理区域への立入りに際し､細則で定める事項を遵守しなければならない。

３　立入者の管理区域の出入りは通常使用する出入り口から行うものとし、その他の管理区域の外に通ずる扉、管理区域内閉鎖部分の通行をみだりに行ってはならない。やむを得ずこれらの扉を出入りした者は、その氏名、所属及び出入りの日時を記録しなければならない。

４　放射性同位元素保管設備、保管廃棄設備、放射化物保管設備に出入りする者は氏名、所属及び出入りの日時を記録しなければならない。

（主任者が講じる措置）

第１３条　主任者は、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又は放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用禁止等必要な措置を講じることができる。

（放射性同位元素の運搬）

第１４条　放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項に従って行わなければならない。

２　前項の取扱いについては、運搬管理担当者を定めるものとし、運搬管理担当者は、主任者の指導のもとに、運搬に従事する者に対し適切な指導をするものとする。

３　運搬に関するその他の規定は細則でこれを定める。

（放射性同位元素の移動と事前承認）

第１５条　センターで使用する放射性同位元素を購入する場合、又は放射性同位元素又は放射化物を受入れ若しくは払出しする場合には、それぞれの種類、数量、日時及び化学形等についてあらかじめ主任者の承認を得なければならない。放射性廃棄物の払出しも同様とし、放射性廃棄物は受入れてはならない。

（放射性同位元素の登録）

第１６条　センターで使用又は保管する放射性同位元素及び保管する放射化物は、すべて登録しなければならない。

（放射性同位元素等の使用、保管、廃棄、放射線発生装置の使用）

第１７条　放射性同位元素及び放射線発生装置の使用、放射性同位元素及び放射化物の保管、放射性同位元素及び放射性汚染物の廃棄に当たっては、細則に定める事項を厳守しなければならない。

（表示付認証機器）

第１８条　表示付認証機器の受入れ、保管、使用、払出し及び運搬については、別に内規を定め、これに従わなければならない。

２　表示付認証機器の使用を開始するとき、又は既に届けている内容が変更になるときは、その日から３０日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。また、使用を廃止するときは、購入業者等に譲渡又は返還し、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。

（場所の測定）

第１９条　センター長は、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、主任者の助言のもとに行わなければならない。

２　前項の測定は、作業開始前に１回、作業開始後にあっては１月を超えない期間ごとに１回行わなければならない。ただし、排気、排水設備の汚染の状況の測定については、排気又は排水の都度、放射化物保管設備、放射化物専用の保管廃棄設備の放射線の量の測定は６月を超えない期間ごとに行うものとする。

２の２　第１項の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を１年ごとに適切な組合せで行うものとし、その方法と計画は放射線安全委員会で定めるものとする。

３　放射線の量の測定は、原則として１センチメートル線量当量率又は１センチメートル線量当量について行うものとする。

４　放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況等についての測定箇所は細則でこれを定める。

５　汚染の状況等の測定により汚染が確認された場合の除染の方法は細則で定める。

６　第２項および前項の規定にかかわらず、汚染が生じたと考えられる場合にはその都度測定しなければならない。

７　第４項及び第５項の測定結果は、センター長の責任において、年度ごとに取りまとめて細則で定められたとおり保管しなければならない。

（施設の点検）

第２０条　センター長は、放射性同位元素等使用施設を法に定める技術上の基準に適合させるため、細則で定める項目について定期的に放射性同位元素等使用施設の自主点検を行い、その結果を記録し、かつ、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

２　主任者は、前項の点検により異常を認められたにもかかわらず、修理等必要な措置を講じられない場合は放射性同位元素および放射線発生装置の使用を中止させることができる。

３　第１項における修理のうち、放射化した壁等放射性汚染物の加工等放射性同位元素等の飛散のおそれがある作業を行う場合は放射線業務従事者に行わせなければならない。

（放射線発生装置に係わる管理区域に立ち入る者の特例）

第２１条　法施行規則第２２条の３第１項の規定を適用しようとする場合は、放射線安全

委員会で審議の上、原子力規制委員会に申請しあらかじめ承認を得ておかなければならない。

２　放射線発生装置（AVFサイクロトロン、リングサイクロトロンに限る）を工事、改造、修理若しくは点検等のために７日以上の期間停止する場合、細則で定められた手順により前項で承認を得た範囲の全部又は一部を管理区域でないと見なす事ができる。

（個人被ばく線量の測定と記録）

第２２条　センター長は、管理区域に立ち入った者についての外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定を大阪大学個人被ばく線量の測定要項に従い主任者の助言のもとに行わなければならない。

２　前項の測定に使用する放射線測定器は細則でこれを定める。ただし、この測定を測定器で行うことが著しく困難な場合は細則の定めるところにより計算により行うことができる。

２の２　第１項の測定に用いる測定器の信頼性を確保するための措置は細則で定める。

３　第１項の測定結果は永久保存とし、保管場所並びに測定対象者への通知は細則でこれを定める。

（管理区域立ち入り者の放射性同位元素による汚染の状況の測定と記録）

第２２条の２　センター長は、管理区域に立ち入った者についての放射性同位元素による汚染の状況の測定として、細則で定める測定を確実に行わせなければならない。

２　前項の測定に使用する放射線測定器は細則でこれを定める。ただし、この測定を測定器で行うことが困難な場合は細則の定めるところにより計算により行うことができる。

３　第１項の測定の用いる測定器の信頼性の確保のための措置は細則で定める。

４　第１項の測定結果については、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去できない場合に限り記録を行う。その記録は永久保存とし、保管場所は細則で定める。

（教育訓練）

第２３条　センター長は、放射線業務従事者に対して、次の時期に区別して放射線安全委員会が定める教育訓練の項目及び時間数に関するガイドライン（以下、「教育訓練ガイドライン」という。）に従って教育及び訓練を受講させなければならない。

イ　初めて管理区域に立ち入る前

ロ　管理区域に立ち入った後にあっては、法施行規則第２１条の２第１項第２号で定められる期間ごと

２　前項の規定に関わらず、法に掲げる項目の一部又は全部について放射線安全委員会が決定した基準を満たす知識及び技能を有する者、放射線安全委員会が認めた教育訓練ガイドラインで定める内容と同等の教育及び訓練を修了した者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

３　一時的に管理区域に立ち入ることを許可した者は、当該一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

４　第２１条の規定が適用されているとき、加速器研究部門長は当該区域に立ち入る者に

放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

５　放射線安全委員会は放射線安全に関する最新の知見を踏まえて、教育訓練の計画、評価を行い継続的な見直しを行わなければならない。

６　前項の目的のため、センター長は主任者に法第３６条の２が定める講習以外の研修会等にも参加させなければならず、主任者はそれに応じなければならない。

（健康診断）

第２４条　センター長は、センター登録の放射線業務従事者に大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項に従って健康診断を受診させなければならない。

２　センター以外に所属する放射線業務従事者は所属機関が管理する健康診断を受診し、その結果をセンター長に提出しなければならない。

３　センター所属の放射線業務従事者は第１項の健康診断を受診しなければならない。

４　センター長は、ウェルネス推進機構健康支援相談センター長より報告された健康診断の記録の写しをその都度、本人に交付するとともに、健康診断の記録を細則で定められたとおり保管しなければならない。

５　センター長は、ウェルネス推進機構健康支援相談センター長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、必要に応じて対象者に対して放射線業務の作業時間の短縮、作業内容の制限、配置転換、休養加療等の措置をとらなければならない。ただし、第２項に該当する従事者については所属機関と合議の上、都度決定するものとする。

（記帳及び保存）

第２５条　センター長は、法第２５条の規定に基づく法施行規則第２４条で規定される帳簿を、帳簿ごとに細則で定める責任者に確実に記帳させ、細則で閉鎖時期、保存期間及び保存場所を定める。

２　主任者は帳簿を点検する。

３　センター長は大阪大学放射線施設自主安全管理点検活動により帳簿の点検が行われるときはこれに協力しなければならない。

（地震等の災害時における措置）

第２６条　大阪府茨木市において震度５強以上の地震、住家流出または１階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊等、大規模災害が起きたときは、全ての人の安全確保の上可能な限り速やかに細則で定める施設設備の点検を行い、異常事態が発生した場合は別表１に従い、連絡及び通報を行わなければならない。

２　管理区域内において火災が発生した場合、または事業所内の管理区域外において管理区域内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性がある火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む）には異常の有無にかかわらず直ちに別表１に定める連絡通報体制に従い、連絡及び通報しなければならない。

（危険時の措置）

第２７条　地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、センター長の指揮の下、別表１に定める連絡通報体制に従

い、直ちに連絡及び通報しなければならない。なお、緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。

２　主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、センター長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

３　主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、センター長に状況を報告しなければならない。

（１）放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。

（２）汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

（３）放射性同位元素を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周辺には縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。

４　センター長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

（異常時情報提供）

第２８条　センター事業所内で放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、大阪大学放射線障害予防通則第１９条の規定の通り学外に情報提供するものとする。

（応急の措置）

第２８条の２　センター長は放射線安全委員会の助言に基づき、放射線発生装置の使用に伴う被ばく事故を想定し、事前にその応急の措置を講じなければならない。

２　センター長は前項の応急の措置の実施に関わる手順のマニュアルを作成しなければならない。

３　センター長は前項のマニュアルに従い、各年度に１回以上訓練を実施し、放射線安全委員会でその評価を行わなければならない。また、事務長は本訓練の記録を作成しなければならない。

４　加速器研究部門長及び核物理実験研究部門長は、第２項のマニュアルにおいて必要とされる機材や測定器を各年度に１回以上点検しなければならない。

５　センター長は第１項の応急の措置を講じる際に協力を得るために茨木消防署並びに近隣の病院に必要な情報を提供しなければならない。

（事故時の措置）

第２９条　センター長は、第１号から第８号までに掲げる事故が発生したときは、別表２に定める連絡通報体制に直ちに連絡及び通報しなければならない。

（１）放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

（２）気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、法施行規則第１９条第１項第２号の濃度限度又は線量限度を

超えたとき。

（３）液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、法施行規則第１９条第１項第５号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

（４）放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（法施行規則第１５条第２項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）。

（５）放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

イ　漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ　気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ　漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

（６）法施行規則第１４条の７第１項第３号若しくは第１４条の９第３号若しくは第１４条の１１第１項第３号の基準に係る線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

（７）放射性同位元素等の使用、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この号及び次号において同じ。）にあっては５ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては０．５ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

（８）放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

２　センター長は、第１項第１号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

（業務の改善）

第３０条　放射線安全委員会は、大阪大学放射線施設自主安全管理点検活動要項に従い年度ごとに安全計画を立案し、評価しなければならない。センター長はその評価に対して大阪大学原子力研究・安全委員会と協力して改善措置を行わなければならない。

２　放射線業務従事者およびセンター教職員は前項の活動に協力する義務を負う。

３　業務の改善の評価および改善内容はこれを記録しなければならない。

（放射線管理の状況の報告）

第３１条　放射線管理室長は、所定の期日までに放射線管理状況報告書を作成し、センター長に提出するものとする。

２　センター長は、放射線管理状況報告書を受理したときは、所定の期日までに総長を通じて原子力規制委員会に提出しなければならない。

（本規程の変更）

第３２条　本規程の変更は、放射線安全委員会が発議し、教授会の承認を得なければなら

ない。
２　前項の変更を行ったときは、変更の日から３０日以内に、それを原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則

１　この規定は、平成１３年４月１日から施行する。
２　大阪大学核物理研究センター放射性同位元素等使用施設放射線障害予防細則（昭和４９年１月９日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成２２年４月２７日から施行する。

附 則

この改正は、平成２２年９月１０日から施行する。

附 則

この改正は、平成２４年４月２４日から施行する。

附 則

この改正は、平成２５年７月２日から施行する。

附 則

この改正は、平成２６年３月４日から施行する。

附 則

この改正は、平成２９年１０月１０日から施行する。

附　則

この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年１０月４日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月２日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年１１月１日から施行する。

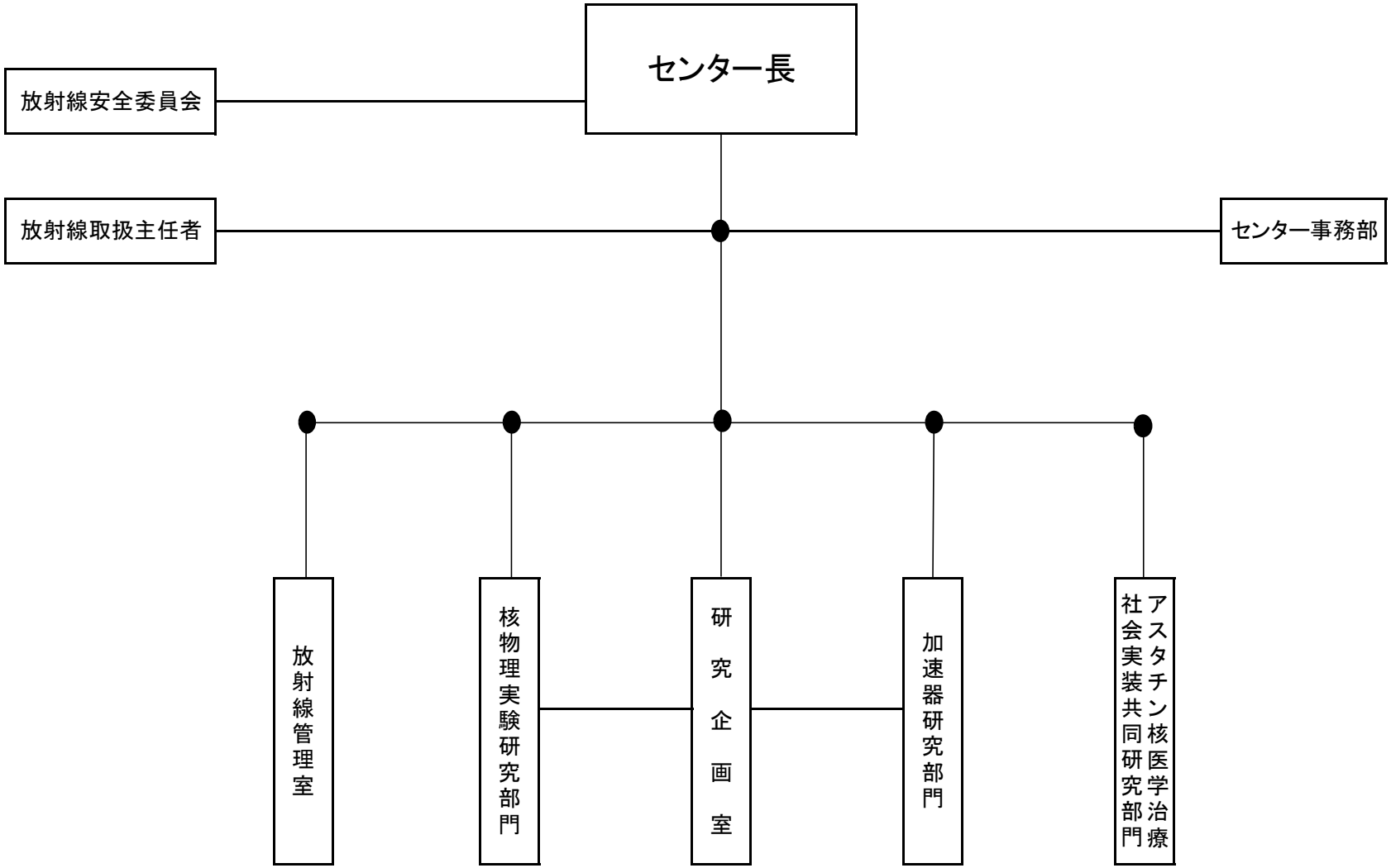
附　則

この改正は、令和８年４月１日から施行する。

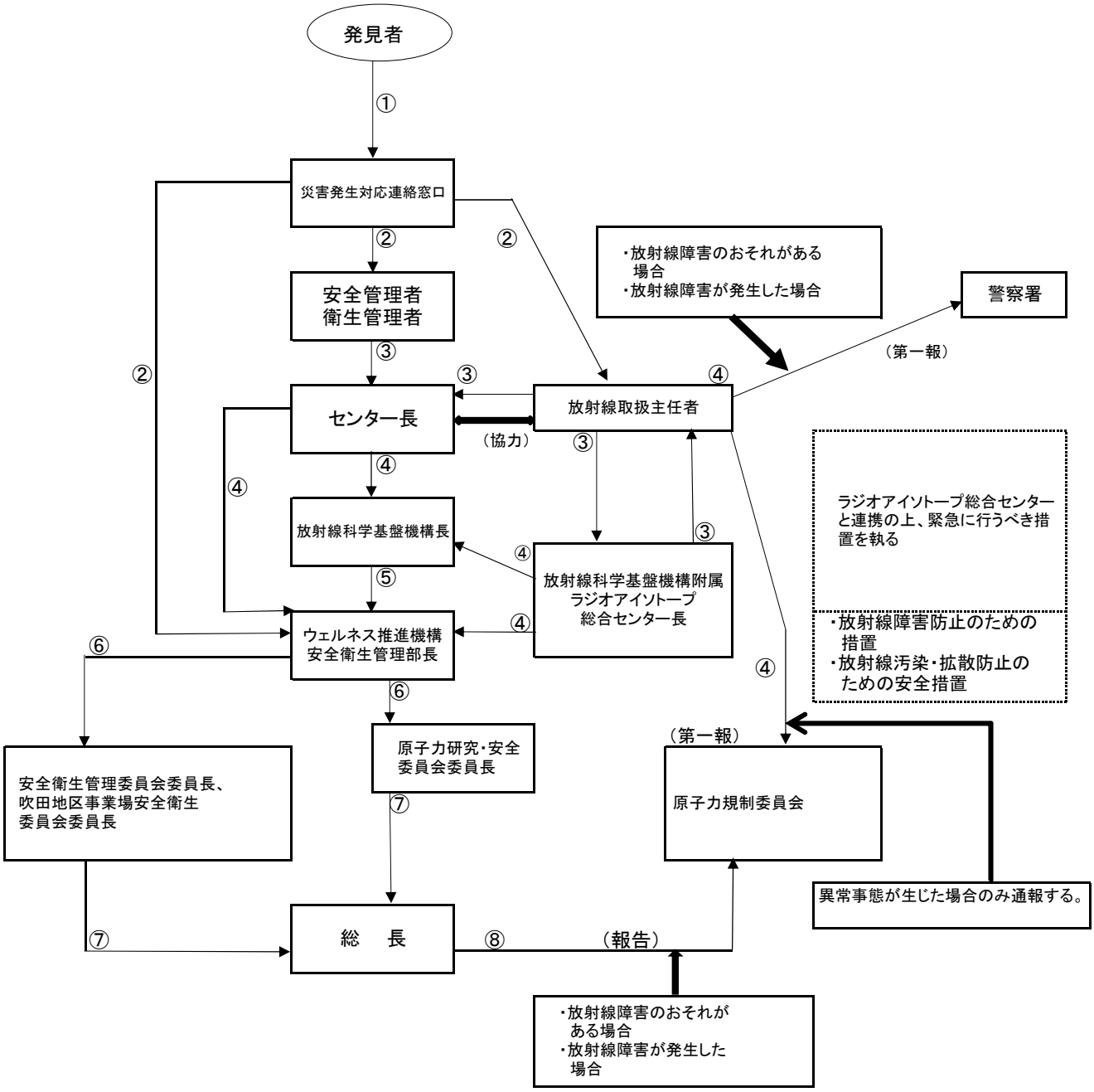
附　則

この改正は、令和８年１０月６日から施行する。

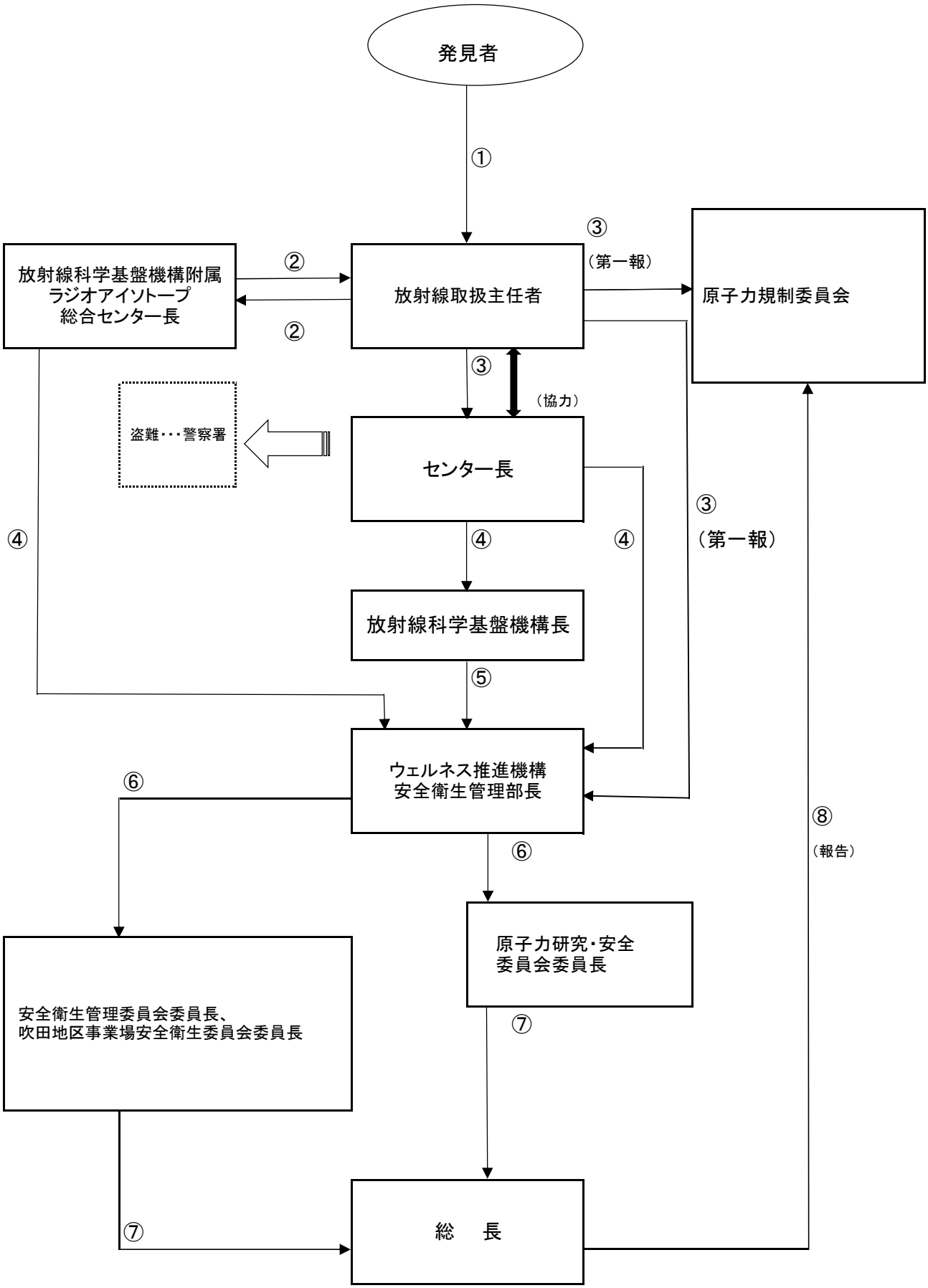
別図　　大阪大学核物理研究センター放射線障害防止に関する組織図



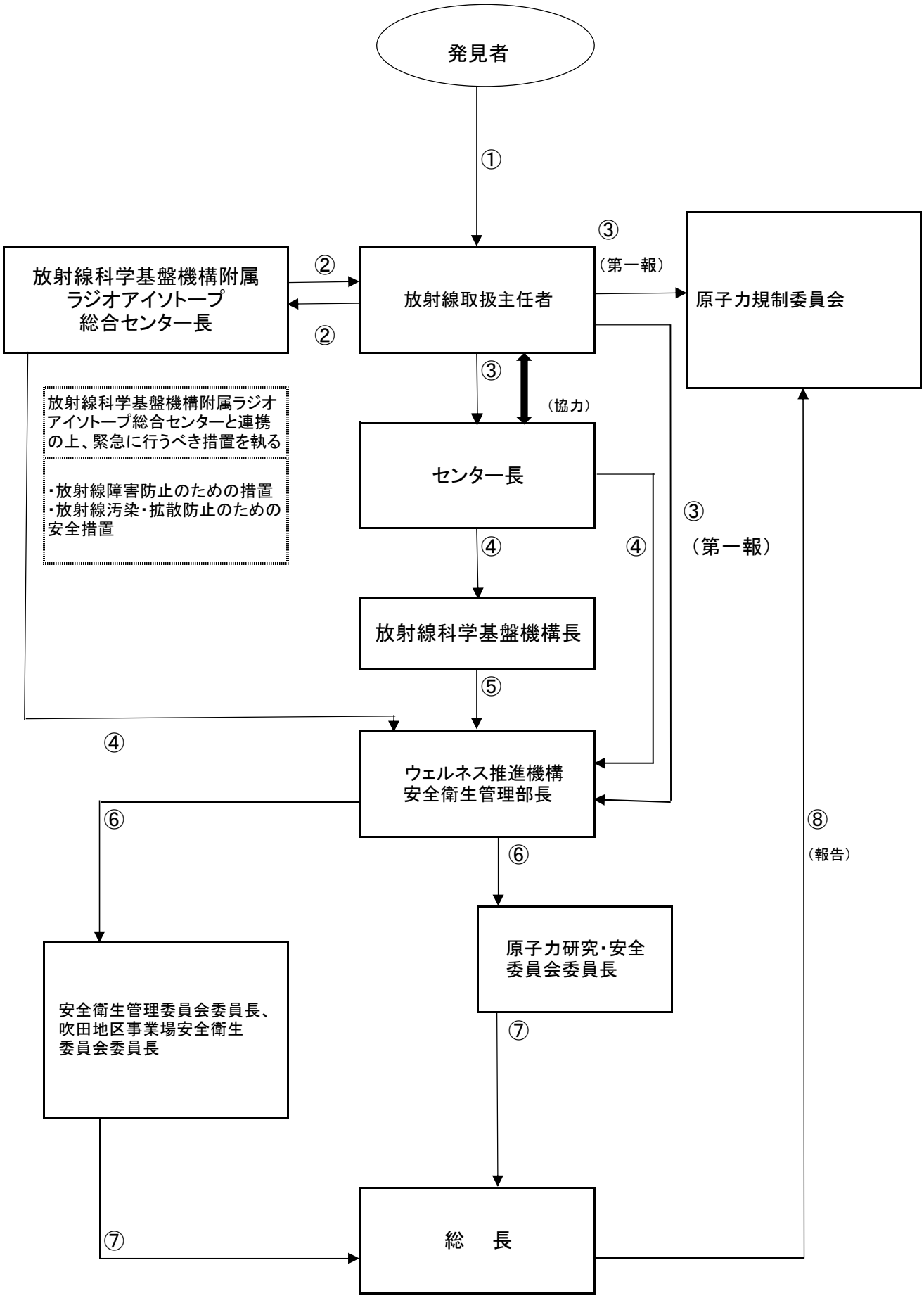
別表1（第26条第1項及び第27条第1項関係）



別表2（第29条第1項関係）



別表2（第29条第1項関係）



2. 放射線障害予防規程細則

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則

（定義）

第１条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）核物理研究センター（以下「センター」という。）教職員等　センター専任教職員、センター協同研究員、放射線科学基盤機構専任教職員のうちセンター兼任教職員、センター専任教員または放射線科学基盤機構専任教員のうちセンター兼任教員を指導教員とする学生

（２）学内教職員等　大阪大学の教職員および大阪大学の教員を指導教員とする学生で、前号に該当しない者

（３）センター登録従事者　放射線業務従事者のうち、センター教職員等（大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項第４条第１項(ア)に該当する者を除く）および大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項第４条第１項(イ)に該当し、登録施設をセンターとする者

（４）共同利用者　放射線業務従事者のうち、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項第４条第１項(ウ）又は第２項に該当し、所属機関において教育訓練、健康診断を実施し、その記録を核物理研究センター長（以下「センター長」という。）に提出している者

（５）センター管理共同利用者　放射線業務従事者のうち、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項第４条第１項(ウ） 又は第２項に該当し、センターにおいて教育訓練、健康診断を実施している者

（６）センター教職員　センターの常勤教職員（兼任教職員を含む）であって放射線業務従事者である者

（７）主任者　放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者が３０日以上その職務を行えない場合の代理者

（放射線安全委員会）

第２条　大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第５条の放射線安全委員会の構成員と審議事項は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）放射線安全委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

イ　センター長及び副センター長

ロ　放射線取扱主任者

ハ　放射線管理室長

ニ　核物理実験研究部門長及び加速器研究部門長

ホ　アスタチン核医学治療社会実装共同研究部門長(以下「共同研究部門長」という。)

ヘ　事務長

ト　前各事項にかかげるもののほか、委員会が必要と認めた者

（２）放射線安全委員会は次に掲げる事項を審議する。

イ　放射性同位元素及び放射線発生装置の取り扱いに関すること

ロ　放射線業務従事者の安全確保のための措置に関すること
ハ　管理区域内における事故･トラブルとその対応に関すること
ニ　大阪大学学内放射線施設自主安全・管理点検活動の計画、評価、改善に関すること
ホ　教育訓練の立案
ヘ　危険時の措置事前対策に関する訓練の計画
ト　その他、委員会が必要と認めた事項

２　委員長はセンター長とし、議事を進行する。

３　事務は事務部庶務係で行う。

４　開催頻度は年度内に２回以上とする。予防規程第２９条に該当する事象が発生したときは速やかに開催するものとする。

（放射線取扱主任者の代理者の権限）

第３条　予防規程第７条第１項であらかじめ指名される放射線取扱主任者が３０日未満その職務を行えない場合の代理者の権限は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）予防規程第１３条で定められた放射性同位元素等又は放射線発装置の取扱い方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去または放射性同位元素等若しくは放射線発装置の使用禁止等必要な措置を講じる権限

（２）　予防規程第２０条第２項で定められた点検により異常が認められたにもかかわらず、修理等必要な措置を講じられない場合に放射性同位元素および放射線発生装置の使用を中止させる権限

（３）予防規程第２６条から第２８条に定められた権限

２　予防規程第７条第２項で定められた放射線取扱主任者が３０日以上その職務を行えない場合の代理者の権限は放射線取扱主任者の権限に準ずるものとする。

（放射線業務従事者の登録）

第４条　センター教職員等の予防規程第１０条による登録は、放射線業務従事者へ登録を希望する者がセンター長にそれを申請し、次の各号を満たすことでセンター登録従事者として登録されることとする。ただし、放射線科学基盤機構専任教職員のうちセンター兼任教職員および放射線科学基盤機構専任教員のうちセンター兼任教員を指導教員とする学生で学内他施設において放射線業務従事者として登録されている者の登録手続きは第３項のとおりとする。

（１）予防規程第２３条で定められた教育訓練を修了すること。

（２）予防規程第２４条で定められた健康診断により放射線業務従事が認められること。

２　学内教職員等のうち大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項第４条(イ)に該当する者の予防規程第１０条による登録手順は前項と同様とし、センター登録従事者とする。

３　学内教職員等のうち、放射線施設を有する部局に所属する者の予防規程第１０条による登録は、次の各号を満たすこととし、センター共同利用者として登録されることとする。

（1）登録部局において放射線業務従事者として認められること。
（2）登録部局においてセンターでの放射線業務が承認されていること。
（3）予防規程第２３条で定められた教育訓練を修了すること。
4　学外放射線施設で放射線業務従事者として認められている者の予防規程第１０条による登録は、次の各号を満たすことで認められる。
（1）　所属機関長からセンター長へ当該者がセンターにおいて放射線業務に従事することが承認されること。
（2）所属機関における管理区域に立ち入る前の教育訓練が予防規程第２３条第２項の基準を満たす若しくは申請の前年度にセンターに放射線業務従事者として登録されていたこと。
（3）予防規程第２４条第２項の結果が「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」であること。
5　クロスアポイントメント制度を利用して雇用されているセンター教職員等は、第１項若しくは第４項の手続きを選択することができる。第４項の手続きを選択した場合、クロスアポイントメント契約書等によりすでに本学若しくはセンターにおいて放射線業務が承認されているときは第１号の手続きを省略することができる。
6　第１項から第４項に該当しない者の予防規程第１０条による登録は、次の各号を満たすことでセンター管理共同利用者として認められる。
（1）所属機関長からセンター長へ当該者がセンターにおいて放射線業務に従事することが承認されること。
（2）所属機関での管理区域に立ち入る前の教育訓練が予防規程第２３条第２項の基準を満たしていることまたは、申請の前年度にセンターに放射線業務従事者として登録されていたこと。
（3）予防規程第２４条第１項で定められた健康診断の結果を提出し、その結果が「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」であること。
7　第４項第３号、第６項第３号に該当しない場合、ウェルネス推進機構健康支援相談センター長が健康診断を実施し、放射線業務従事可と診断した者は放射線業務従事者として認めることができる。
8　第１項から第６項の規定に係わらず、センター長が年度開始前に作成する従事者登録拒否リストに記載されている者は従事者の登録が認められない。また、センター長は従事者登録拒否リストに記載する者を随時追加・削除することができる。
9　センター長はいつでも放射線業務従事者の登録を取り消すことができる。
（放射線管理区域）
第５条　予防規程第１１条で定める管理区域の範囲は原子力規制委員会使用承認使第２４５０号において承認された範囲とし、次の各号に従って区分する。
（1）第１種管理区域　密封されていない放射性同位元素の使用室、その室から汚染検査室に通じる廊下及びその廊下を通らないと通常入室することができない室。
（2）第２種管理区域　第１種管理区域に該当しない管理区域

２　第２種管理区域内に放射化物による汚染のおそれがある場所を指定し第１種管理区域に準じた管理を行うことができる。当該区域の出入り口には汚染検査を行う設備を設けなければならない。

３　第１項および前項の区分は放射線安全委員会が決定する。

（一時立入者の許可）

第６条　予防規程第１１条第２項で定める管理区域に一時的に立ち入る者は、次の各号に該当しない者を認めて良いものとする。

（１）放射線業務に従事する者

（２）予防規程第１３条の規程により主任者が管理区域からの退去を命じた者

（３）予防規程第２０条第３項の作業を行う者

（４）第１号から第３号に係わらず、センター長が管理区域への立ち入りを禁じた者

２　予防規程第１１条第２項で定める管理区域に一時的に立ち入る者は、次の各号に該当する場所には立ち入ることができない

（１）外部被ばく線量が、その期間中１００マイクロシーベルトを超えるおそれのある場所

（２）内部被ばくのおそれのある場所

（３）その他、センター長、加速器研究部門長、核物理実験研究部門長、共同研究部門長、放射線管理室長、主任者のいずれかが一時立入者の立ち入りを禁じた場所

（放射線管理区域における遵守事項）

第７条　予防規程第１２条第２項で定める遵守事項のうち、管理区域内全般に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

（１）個人被ばく線量計等の適切な放射線測定器を着用して、継続して被ばく線量を測定すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者にあっては、外部被ばく又は内部被ばくにおいての実効線量について１００マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。

（２）第１種管理区域では専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。

（３）第１種管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。

（４）放射性同位元素を体内摂取した時、又はそのおそれがあるときは、主任者の指示に従うこと。

（５）第１種管理区域から退出する時は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある時は、除染を行い、除染が出来ない場合は主任者の指示に従うこと。

（６）放射性汚染物は次の掲げる事項を行うとき以外に第１種管理区域から持ち出してはならない。

イ　放射性汚染物の廃棄業者への引き渡し

ロ　放射化物の払出し

ハ　事業所内運搬

（７）第１種管理区域で使用した機器は、みだりにそこから持ち出してはならない。やむを得ず持ち出す場合は放射性汚染物でないことを確認すること。また、第１種管理区域には作業に不必要なものは持ち込まないこと。

（８）第２号から第７号は第５条第２項による第２種管理区域にも適用する。ただし、第５号の汚染検査室は第５条第２項による汚染検査を行う設備と読み替える。

（通常閉鎖されている部分の通行）

第８条　予防規程第１２条第３項で定める管理区域の外に通ずる扉、管理区域内閉鎖部分の通じる扉を通行するときは次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）物品等を搬入するためにその扉を使用するときは、やむを得ない時を除いて物品のみを搬入し、作業者は通常使用する出入り口から出入りすること。

（２）以下に掲げる扉を通行しようとするときは衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある場合は当該扉から退出しないこと。

イ　第１種管理区域から第２種管理区域または管理区域外へ通行しようとするとき

ロ　第５条第２項による第２種管理区域から第２種管理区域（第５条第２項による第２種管理区域を除く）または管理区域外へ通行しようとするとき

（運搬の手続き）

第９条　予防規程第１４条で定められた運搬に関するその他の規定は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）運搬担当者は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項の基準通り荷造りし、センター教職員に確認を受けること。

（２）Ａ型輸送物を学外を通って車両運搬するときは日の出から日没の間に行うこと。

（放射性同位元素等の受入れ）

第１０条　予防規程第１５条で定められた放射性同位元素等の受入れに関わる主任者の承認は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）主任者に承認を得る前に当該放射性同位元素等をセンターに持ち込むことについて研究企画室長（ＴＡＴサイクロトロン棟においては共同研究部門長）の承認を得ること。

（２）当該放射性同位元素等の区分が放射化物の場合、あらかじめ受入れ後の保管場所を決めておき、第１７条第２項に定められた責任者の承認を得ること。

（３）当該放射性同位元素等を受入れる前に、当該放射性同位元素の種類、数量、受入れの日事、密封・非密封・放射化物の区分、当該放射性同位元素等が密封されていない放射性同位元素の場合は化学形等を主任者に通知し、受入れの最終承認を得ること。

（４）当該放射性同位元素等の運搬をセンターの責任で行うときは、相手方における払出し時にセンター教職員が立ち会い、第９条で定める運搬の基準を満たしていることを確認すること。

２　受入れに従事した者は、受入れの帳簿に記帳を行うこと。

（放射性同位元素等の払出し）

第１１条　予防規程第１５条で定められた放射性同位元素等の払出しに関わる主任者の承認は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）払出しの相手方の主任者に当該放射性同位元素等（日本アイソトープ協会に引き渡す廃棄物を除く）を受入れることを同意したことを示す文書を放射線管理室長に文書で提出し、承認を得ること。

（2）払出し時にセンター教職員が立ち会い、第９条で定める運搬の基準を満たしていることを確認すること。

２　払出しに従事した者は、払出しの帳簿に記帳を行うこと。

（密封されてない放射性同位元素の使用における遵守事項）

第１２条　予防規程第１７条で定める遵守事項のうち、密封されていない放射性同位元素の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

（1）承認された使用室で使用し許可使用数量を超えないこと。

（2）排気設備が正常に動作していることを確認すること。

（3）遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。

（4）遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。

（5）放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

（6）使用中にその場所を離れるときは、容器若しくはフードおよび使用室の扉にその旨を明示し事故発生防止の措置を講ずること。

（7）密封された放射性同位元素の使用経験の浅い者は、充分に使用経験のある者と作業すること。

２　実験代表者は使用に先立ち、施設または設備が使用する放射性同位元素によって汚染された場合の除染計画を作成しなければならない。短寿命核種のみを使用する場合は、汚染が除去されるまでの汚染箇所への立ち入り禁止期間を定めても良いものとする。

３　放射性同位元素の使用計画は、次の各号に従い、当該期間において最初に放射性同位元素を使用するまでに、当該使用室ごとに承認されている１日及び３月最大使用数量に留意して作成し、使用者は当該使用計画に従って放射性同位元素を使用しなければならない。

（1）ＡＶＦサイクロトロン棟およびリングサイクロトロン棟：研究企画室長が年度を４期（４月１日から６月３０日、７月１日から９月３０日、１０月１日から１２月３１日、１月１日から３月３１日）に区分して作成する。

（2）ＴＡＴサイクロトロン棟：共同研究部門長が年度を４期（４月１日から６月３０日、７月１日から９月３０日、１０月１日から１２月３１日、１月１日から３月３１日）に区分し、各期の開始日までに月ごとの使用数量を設定する。さらに各月の開始日までに月内各週の使用計画を作成する。

（密封された放射性同位元素の使用における遵守事項）

第１３条　予防規程第１７条で定める遵守事項のうち、密封された放射性同位元素の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。

（１）承認された使用室で使用し許可使用時間を超えないこと。
（２）遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
（３）遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
（４）放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
（５）使用中にその場所を離れるときは、遮蔽材および使用室の扉にその旨を明示し事故発生防止の措置を講ずること。
２　研究企画室長は、年度を４月１日から６月３０日、７月１日から９月３０日、１０月１日から１２月３１日、１月１日から３月３１日の４期に区分し、それぞれの期間ごとに最初に放射性同位元素を使用するまでに１日及び３月最大使用数量に留意し、使用計画を作成し使用者はそれに従って使用しなければならない。
３　使用者は、使用の帳簿に記帳を行うこと。
（放射線発生装置の使用における遵守事項）
第１４条　予防規程第１７条で定める遵守事項のうち、放射線発生装置（ＡＶＦサイクロトロン、リングサイクロトロン及びＴＡＴサイクロトロン棟サイクロトロン室に設置されたサイクロトロン（以下「ＴＡＴサイクロトロン」という。）に限る。）の使用に係わるものは次の各号に掲げるとおりとする。
（１）放射線安全委員会が適当と認めたシフトリーダーの指示のもとで運転すること。
（２）原子力規制委員会に承認された使用の目的を逸脱した目的で使用しないこと。
（３）運転する場合は、扉のインターロック表示を確認すること。
（４）ＡＶＦサイクロトロン、リングサイクロトロン、ＴＡＴサイクロトロン（以下これらを総称して「サイクロトロン」という。）の使用によって、著しく設備、機器、空気等を汚染した場合又は人が著しく放射線にさらされ若しくは汚染された場合又はその事態が予想される場合は、使用を中止し、主任者に通報し、その指示に従うこと。
（５）センターでサイクロトロンを使用した実験の経験が浅い者だけで放射線発生装置使用室に立ち入らないこと。
２　研究企画室長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）はサイクロトロンの運転に先立ち、１週間を月曜日から日曜日として、その週のサイクロトロンの使用を開始するまでに１週間の平均ビーム電流を超えないようサイクロトロンの使用に応じた時刻に区切り、運転計画を作成し、シフトリーダーはそれを厳守しなければならない。週の途中で運転計画の変更が生じた場合は、研究企画室長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は変更日までの平均ビーム電流を集計した上で１週間の平均ビーム電流に留意し、改めて運転計画を作成し、シフトリーダーに通知しなければならない。
３　加速器研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は前項の運転計画にビーム停止場所を記載し、原子力規制委員会が承認した使用の方法で定められたビーム停止場所以外でビームを停止させないこと。
４　加速器研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は各サイクロトロン本体室について、核物理実験研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同

研究部門長）は各実験室について、サイクロトロン運転中の放射線発生装置使用室への立ち入りマニュアルを作成し、当概室立入者に厳守させなければならない。

５　加速器研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は、使用の帳簿に必要な事項を記帳し、１週間ごとにビーム電流の集計を行い、翌月１０日までに前月分の帳簿を主任者に提出しなければならない。

６　加速器研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は、概ね６月ごとにサイクロトロンの使用に係わるインターロックが正常に作動していることを点検し、その結果を記録しなければならない。

７　加速器研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は各サイクロトロン本体室について、核物理実験研究部門長（ＴＡＴサイクロトロンにおいては共同研究部門長）は各実験室について、放射線発生装置から一時的に取り外した放射化物が一般物と区別できるように管理しなければならない。

（放射線発生装置の使用における遵守事項）

第１５条　放射線発生装置（コッククロフトワルトン型加速装置（以下「中性子発生装置」という。）に限る。）は当面使用を中止する。使用の再開にあたっては、本条に遵守事項を定めなければならない。

（放射性同位元素の保管）

第１６条　予防規程第１７条で定める放射性同位元素の保管に関する遵守事項は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）放射性同位元素の保管に当たっては、貯蔵庫において保管しなければならない。

（２）放射性同位元素の保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。

（３）放射性同位元素は、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。

（４）空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、これを気密性の高い容器に入れることにより、人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が、空気中濃度限度を超えないようにすること。

２　主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないように監督しなければならない。

３　核物理実験研究部門長（ＴＡＴサイクロトロン棟においては共同研究部門長）は、１年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を記録しなければならない。

（放射化物の保管）

第１７条　予防規程第１７条で定める放射化物の保管に関する遵守事項は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）放射化物の保管に当たっては、放射化物保管設備において保管しなければならない。

（２）放射化物の保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。

（３）放射化物は、専用の放射化物保管容器に入れて保管しなければならない。ただし、大型機器等で放射化物保管容器に入れるのが困難なものは汚染が拡大しない措置を行って放射化物保管容器に入れずに保管することができる。

２　放射化物保管に関する責任者は、ＡＶＦサイクロトロン棟およびリングサイクロトロン棟本体室内においては加速器研究部門長、リングサイクロトロン棟各実験室内においては核物理実験研究部門長とし、責任者は１年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を記録しなければならない。

（放射性同位元素の廃棄）

第１８条　予防規程第１７条で定める放射性同位元素及び放射性汚染物の廃棄に関する遵守事項は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）放射性同位元素、放射性汚染物又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

（２）放射性廃棄物の保管廃棄は、指定された廃棄物保管設備で行うこと。

（３）放射性廃棄物は、可能な限り日本アイソトープ協会への引き渡しとすること。ただし、日本アイソトープ協会へ引き渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。

（４）放射性廃棄物は、日本アイソトープ協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするよう努めること。

（５）液体状の廃棄物は流しに排水せず、蒸発乾固もしくは日本アイソトープ協会に引き渡し可能な化学形にすること。

（６）気体状放射性廃棄物又は高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示を受けなければならない。

２　密封線源（表示付認証機器及び下限数量以下の物を含む。次の第３項において同じ。）は、廃棄してはならない。

３　使用しなくなった密封線源は、主任者にその旨申告し、購入業者等に引き渡さなければならない。

（測定箇所）

第１９条　予防規程第１９条第４項で定める放射線の量の測定箇所は放射線安全委員会が決定し、ガンマ線用シンチレーションサーベイメータおよび中性子用サーベイメータで測定する。

２　放射性同位元素による汚染の状況等の測定箇所は放射線安全委員会が決定し、スミア法で測定する。

３　前項の測定により汚染が確認された場合は第１２条第２項の計画に基づいて除染するものとする。

４　中性子発生装置使用に伴う予防規程第１９条第４項で定める放射線の量の測定箇所は放射線安全委員会が決定し、ガンマ線用シンチレーションサーベイメータおよび中性子用サーベイメータで測定する。

（施設の点検）

第２０条　予防規程第２０条第１項で定める施設の点検項目および点検頻度は別表１のとおりとする。

（放射線発生装置使用に係わる管理区域立ち入りの特例）

第２１条　加速器研究部門長はＡＶＦサイクロトロンまたはリングサイクロトロンを停止して予防規程第２１条を適用するにあたって以下の各号に掲げる事項を明示し、放射線管理室長および主任者に届出、関係者に通知しなければならない。

（１）ＡＶＦサイクロトロンまたはリングサイクロトロンを停止する期間

（２）適用する期間及びその理由

（３）適用する範囲若しくは室

２　加速器研究部門長は予防規程第２１条の適用を開始する前に当該区域の放射線の量を測定し、法の定める線量以下であることを確認しなければならない。

３　加速器研究部門長は予防規程第２１条の適用するにあたって以下の各号に掲げる措置を行わなければならない。

（１）当該区域と管理区域の境界を柵等により区画すること。扉により区画する場合は施錠すること。

（２）当該区域の出入り口および当該区域と管理区域との境界に以下に掲げる事項を掲示すること。

イ　ＡＶＦサイクロトロンまたはリングサイクロトロンを運転停止していること

ロ　適用する区域を示す図面

ハ　その他加速器研究部門長が指示する事項

（３）管理区域を示す標識に予防規程第２１条が適用されていることを表示すること。

４　加速器研究部門長は、予防規程第２１条の適用する範囲に立ち入る者の立ち入りを記録し、立入者には予防規程第２３条第４項で定められた教育訓練を実施しなければならない。

（個人被ばく線量の測定）

第２２条　放射線業務従事者の予防規程第２２条第２項で定める外部被ばくを測定する放射線測定器は長瀬ランダウア社製ルミネスバッジまたは千代田テクノル社製ガラスバッジ若しくは産業テック社製ＴＬＤバッジとする。ただし、これらがモデルチェンジ等により廃止になったときは、放射線安全委員会の承認の上で後継測定器を使用することができる。また、事務長は、測定器の信頼性確保のために、この測定器の契約において測定器が ISO/IEC17025 に基づく放射線個人測定分野の認定を取得していることを確認しなければならない。

２　一時立ち入り者の予防規程第２２条第２項で定める外部被ばくを測定する放射線測定器は電子式個人線量計とする。

３　前項の信頼性を確保するための措置の計画及び方法は、放射線安全委員会で定めるものとする。

４　予防規程第２２条第２項で定める内部被ばくの評価は、密封されていない放射性同位元素の使用量及び放射化物の加工で発生した切削屑等の放射能から計算で行う。

５　センター長は測定した個人被ばく線量の結果を放射線業務従事者に通知しなければならない。

（管理区域立ち入り者の放射性同位元素による汚染の状況の測定）

第２２条の２　予防規程第２２条の２第１項の測定に使用する測定器はハンドフットクロスモニタとする。ただし、ハンドフットクロスモニタが故障しているときは、使用した核種に応じた適切な種類のサーベイメータを使用することができる。

２　予防規程第２２条の２第１項の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を１年ごとに適切な組合せで行うものとし、その方法と計画は放射線安全委員会で定めるものとする。また、前項のただし書きを適用する場合においても、点検または校正が適切に実施された測定器を使用しなければならない。

（個人被ばく線量の通知）

第２３条　予防規程第２２条第３項における外部被ばく線量の通知は書面または電子メールにより行うものとする。

（個人被ばく線量の記録）

第２４条　第２２条第１項における個人被ばく線量の記録の保管場所は、大阪大学総合管理システムとする。

（管理区域へ立ち入る前の教育訓練対象者）

第２５条　従事者登録を申請した年度の前年度に次条の再教育を修了しなかった者は、予防規程第２３条第１項が定める初めて管理区域へ立ち入る前の教育訓練対象者とする。

（再教育）

第２６条　予防規程第２３条第１項が定める再教育はセンターで開催するものとする。

（教育訓練の省略）

第２７条　放射線安全委員会は、予防規程第２３条第２項が定める基準を以下の各項に掲げる者に分類して作成し、必要に応じて認めるものとする。

（１）主任者

（２）放射線管理室員

（３）他事業所において放射線取扱主任者に選任されている者

（４）その他、放射線安全委員会が認める者

２　前項の決定に際し、法令及び予防規程に関する課目は、法令または予防規程が改正された翌年度については、慎重に検討しなければならない。

（健康診断の結果の提出方法）

第２８条　予防規程第２４条第２項が定める所属機関が管理する健康診断の結果は、実施した検査項目および「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」で足るものとする。

２　「異常なし」若しくは「放射線業務従事可」の診断が得られない者については、ウェルネス推進機構健康支援相談センター長にその判断を依頼するものとする。

（記帳及び保存）

第２９条　予防規程第２５条第１項が定める帳簿の閉鎖時期は年度の最終日、保存期間及び保存場所は別表２のとおりとする。

（本規程の変更）

第３０条　本細則の変更は、放射線安全委員会が発議し、教授会の承認を得なければならない。

附　則

この細則は平成３１年４月１日から施行する。

２　核物理研究センター放射線安全委員会規程（昭和５７年３月１日）、中性子発生装置の使用心得は廃止する。

附　則

この改正は、令和２年３月９日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年５月２６日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年５月２６日から施行する。

附　則

この改正は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月２日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年７月３１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年１０月６日から施行する。

別表１（第２０条関係）

区　　分		点　検　項　目	点検の頻度（回／年）
施　設　全　体		１．地崩れ・浸水の恐れ	1
		２．管理区域境界、区画物、標識の破損等の状況	2
		３．遮蔽物の状況	1
使用施設	１）作　業　室	１．床・壁の状況	2
		２．流しの劣化・漏れ等の状況	2
		３．フードの吸い込み等の状況	2
		４．換気の状況	1
		５．標識の破損等の状況	2
	２）放射線発生装置使用室	１．自動表示装置の作動状況	2
		２．インターロックの作動状況	2
		３．標識の破損等の状況	2
	３）汚染検査室	１．床・壁の状況	2
		２．流しの劣化・漏れ等の状況	2
		３．除染器材の状況	2
		４．測定器の作動状況	2
		５．標識の破損等の状況	2
貯蔵施設	貯　蔵　室	１．施錠状態	1
		２．放射性同位元素の貯蔵状態	2
		３．標識の破損等の状況	2
廃棄施設	１）排水設備（排水浄化槽）	１．排水管の破損、漏れの状況	2
		２．ポンプの作動状況	2
		３．排水浄化槽の漏水状況	1
		４．標識の破損等の状況	2
	２）排気設備	１．排風機の作動状況	1
		２．ダンパーの作動状況	2
		３．ガスモニターの作動状況	2
		４．フィルターの差圧状態	2
		５．標識の破損等の状況	2

	３）保管廃棄設備	１．施錠状態	1
		２．廃棄物の保管状態	2
		３．床材の劣化	1
		４．室内の整理整頓	2
		５．標識の破損等の状況	2

別表２（第２９条関係）

		保管期間	保管場所
被ばく管理	外部被ばく、実効線量、累積実効線量、水晶体の累積等価線量	永久	RI 総合システム
	内部被ばく（計算書）	永久	放射線管理室
	人体部位の表面が表面密度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去できない場合の記録	永久	放射線管理室
場所の測定	放射線の量の測定	閉鎖後５年間	放射線管理室
	汚染の状況の測定	閉鎖後５年間	放射線管理室
使用に関わる記帳	密封された放射性同位元素の受入れ、保管、払出しの記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	密封された放射性同位元素の使用の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	密封されていない放射性同位元素の受入れ、使用、保管、払出し、廃棄の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	放射線発生装置（ＡＶＦサイクロトロン、リングサイクロトロン及びＴＡＴサイクロトロン）の使用の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	放射線発生装置（中性子発生装置）の使用の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	放射化物の保管の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	放射化物の廃棄の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	放射化物の受入れ、払出しの記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	放射性同位元素等の運搬の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
	管理区域に立ち入る者の特例適用時の線量確認の記録	閉鎖後５年間	放射線管理室
放射線施設の点検	放射線施設の点検の記録	閉鎖後	放射線管理室

		５年間	
教育および訓練	教育および訓練の記録	閉鎖後 ５年間	RI総合システム
健康診断	健康診断の記録	永久	RI総合システム
測定の信頼性確保	点検・校正の記録	閉鎖後 ５年間	放射線管理室

3. 放射線安全委員会決定

大阪大学核物理研究センターにおける放射線業務従事者の教育訓練の項目および時間数に関するガイドライン

平成 31 年 4 月 1 日

放射線安全委員会決定第 1 号

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下、「予防規程」とする。）第 23 条に基づき、放射線業務従事者の教育訓練の項目および時間数を次のように定める。

第 1 条　（管理区域に立ち入る前の教育訓練）　大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則（以下、「細則」という。）第 4 条第 1 項または第 2 項により放射線業務従事者登録し、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用または管理業務を行う者の管理区域に立ち入る前の教育訓練の項目と時間数は、放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター（以下、「ＲＩセンター」という。）教育および訓練実施要項第２項に規定する教育訓練を受講した上で、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、前年度に他機関において放射線業務従事者教育訓練を受講した者については第３項のとおりとする。

（１）放射性同位元素及び放射線発生装置の安全取扱い　1 時間以上

（２）放射線障害の防止に関する法令および予防規程　30 分以上

２　細則第 4 条第 1 項または第 2 項により放射線業務従事者登録し、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用または管理業務を行わない者の管理区域に立ち入る前の教育訓練の項目と時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）放射線の人体に与える影響　30 分以上

（２）放射性同位元素及び放射線発生装置の安全取扱い　1 時間以上

（３）放射線障害の防止に関する法令および予防規程　30 分以上

３　細則第 4 条第 3 項、同条第 4 項、同条第 6 項により放射線業務従事者登録する者の管理区域に立ち入る前の教育訓練の項目と時間数は、所属機関による教育訓練受講証明または教育訓練受講証明書を提出した上で、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 1 号の項目は特別な理由がない限り省略するものとする。

（１）放射線の人体に与える影響　30 分以上

（２）放射性同位元素及び放射線発生装置の安全取扱い　1 時間以上

（３）放射線障害の防止に関する法令および予防規程　30 分以上

第 2 条（再教育）予防規程第 23 条第 1 項ロに定められた教育訓練の項目は次の各号に掲げるとおりとし、時間数は全項目の合計で 1 時間以上とする。

（1）放射線の人体に与える影響
（2）放射性同位元素及び放射線発生装置の安全取扱い
（3）放射線障害の防止に関する法令および予防規程

第3条（現任訓練）第1条の教育訓練を修了した後、第2項の基準を満たす従事者を講師として、管理区域立ち入りの方法、管理区域の危険箇所または高線量になるおそれのある場所、管理区域からの持ち出し物の測定方法、放射線発生装置使用に伴うインターロックの使用方法等の教育および訓練を1時間以上実地で受講しなければならない。
2　前項の教育を実施する講師の基準は、連続して核物理研究センターの放射線業務従事者として登録されている期間中に概ね５０日以上管理区域内で放射線業務を行った経験のある者であって、当該教育訓練実施時に放射線業務従事者である者とする。

第4条（専ら学外放射線施設のみを使用する放射線業務従事者の教育訓練）専ら他機関放射線施設のみを使用する放射線業務従事者の管理区域に立ち入る前の教育訓練は、ＲＩセンターが開催する新規教育訓練または、次の各号に掲げるとおりとする。
（1）放射線の人体に与える影響　30分以上
（2）放射性同位元素及び放射線発生装置の安全取扱い　２時間３０分以上（放射光施設のみを使用する放射線業務従事者に対しては放射線発生装置の安全取扱い　1時間以上）
（3）放射線障害の防止に関する法令　1時間以上
2　専ら他機関放射線施設のみを使用する放射線業務従事者の管理区域に再教育訓練は、第2条に準ずるものとする。
3　本条の教育訓練を受講した放射線業務従事者が核物理研究センターの管理区域に立ち入る前には第1条第1項および第3条の教育訓練を受講するものとする。

第5条（年度内に管理区域に立ち入ったにもかかわらず教育訓練を受講しなかった者に対する措置）放射線業務従事者に登録し、その年度内に管理区域に立ち入ったにもかかわらず教育訓練を受講しなかった者は、その翌年度の開始日から放射線安全委員会が許可するまで管理区域への立ち入りを禁じられるものとする。

大阪大学核物理研究センターにおける放射線管理区域に一時的に立ち入る者への立入許可を与える者を指定する件

平成３１年４月１日

放射線安全委員会決定第２号

（最終改正　令和８年９月１８日）

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下、「予防規程」という。）第１１条の規定に基づく放射線管理区域に一時的に立入る者への立入許可を与えることができる者は下記に掲げる者とする。ただし、放射線業務従事者（核物理研究センターの管理区域に立ち入ることができる者に限る）の登録が更新されない場合または抹消された場合、および予防規程第１３条により管理区域からの退去が命じられているときは除外される。

なお、TAT サイクロトロン棟放射線管理区域に一時的に立入る者への立入許可については、下記に掲げる者のうち、（＊）のある者のみとする。

（専任教員）

中野貴志	野海博之	民井淳	松田洋平
梅原さおり	福田光宏（＊）	味村周平	井手口栄治
嶋達志	依田哲彦	神田浩樹（＊）	田村磨聖
堀田智明	白鳥昂太郎	小林信之	友野大
大田晋輔	田中純貴	WICKREMASINGHE LAKMIN	

（専任技術職員）

吉田英智	安田裕介	鎌野寛之	松宮亮平（＊）

（兼任教員）

川畑貴裕	小田原厚子	笠松良崇	佐藤朗
鈴木智和（＊）	豊嶋厚史（＊）	村上昌史（＊）	

（兼任技術職員）

今教禎（＊）

（第２号の規程に基づく非常勤教職員）

（改正履歴）

令和２年３月５日　　放射線安全委員会決定第２－２号

令和２年３月１２日　放射線安全委員会決定第２－３号

令和４年４月１５日　放射線安全委員会決定第２－４号

令和６年３月１１日　放射線安全委員会決定第２－５号

令和６年４月１日　　放射線安全委員会決定第２－６号

令和６年４月１５日　放射線安全委員会決定第２－７号

令和７年５月２０日　放射線安全委員会決定第２－８号

令和８年３月１１日　放射線安全委員会決定第２－９号

令和８年９月１８日　放射線安全委員会決定第２－10号

大阪大学核物理研究センターにおける放射線の量および放射性同位元素による汚染の状況等の測定箇所を変更する件

平成３１年４月１日
放射線安全委員会決定第３号
（最終改正　令和８年９月１８日）

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則第１９条第１項および第２項の規定に基づく放射線の量および放射性同位元素による汚染の状況等の測定箇所を別図のとおり指定する。

別図１　凡例
別図２　ＡＶＦサイクロトロン棟およびＲＩ棟地階
別図３　ＡＶＦサイクロトロン棟およびＲＩ棟１階
別図４　ＡＶＦサイクロトロン棟およびＲＩ棟２階
別図５　リングサイクロトロン棟地階
別図６　リングサイクロトロン棟**1**階
別図７　リングサイクロトロン棟２階
別図８　リングサイクロトロン棟３階
別図９　事業所境界
別図１０　TAT サイクロトロン棟１階
別図１１　TAT サイクロトロン棟地階

（改正履歴）
令和２年１２月７日 放射線安全委員会決定第３－２号
令和４年３月１日　 放射線安全委員会決定第３－３号
令和４年６月１４日 放射線安全委員会決定第３－４号
令和７年９月２４日 放射線安全委員会決定第３－５号
令和８年９月１８日 放射線安全委員会決定第３－６号

別図 1: 凡例

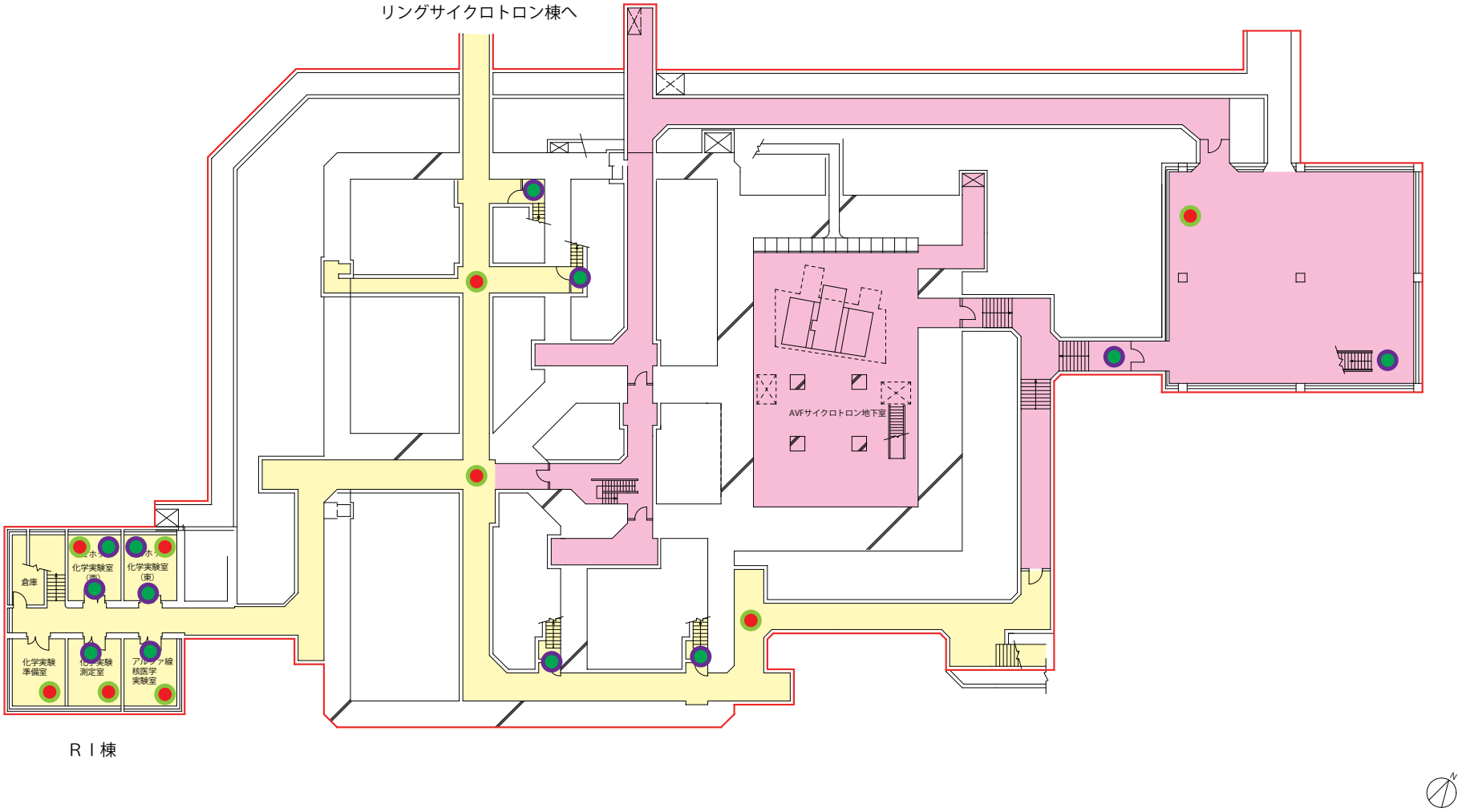
1 月を超えない期間毎の測定箇所

放射線の量	使用施設	
	貯蔵施設	
	廃棄物貯蔵施設	
	廃棄施設	
	管理区域の境界	
	事業所内において人が居住する区域	
	事業所等の境界	
放射性同位元素による汚染の状況の測定	作業室	
	汚染検査室	
	管理区域の境界	
	その他	

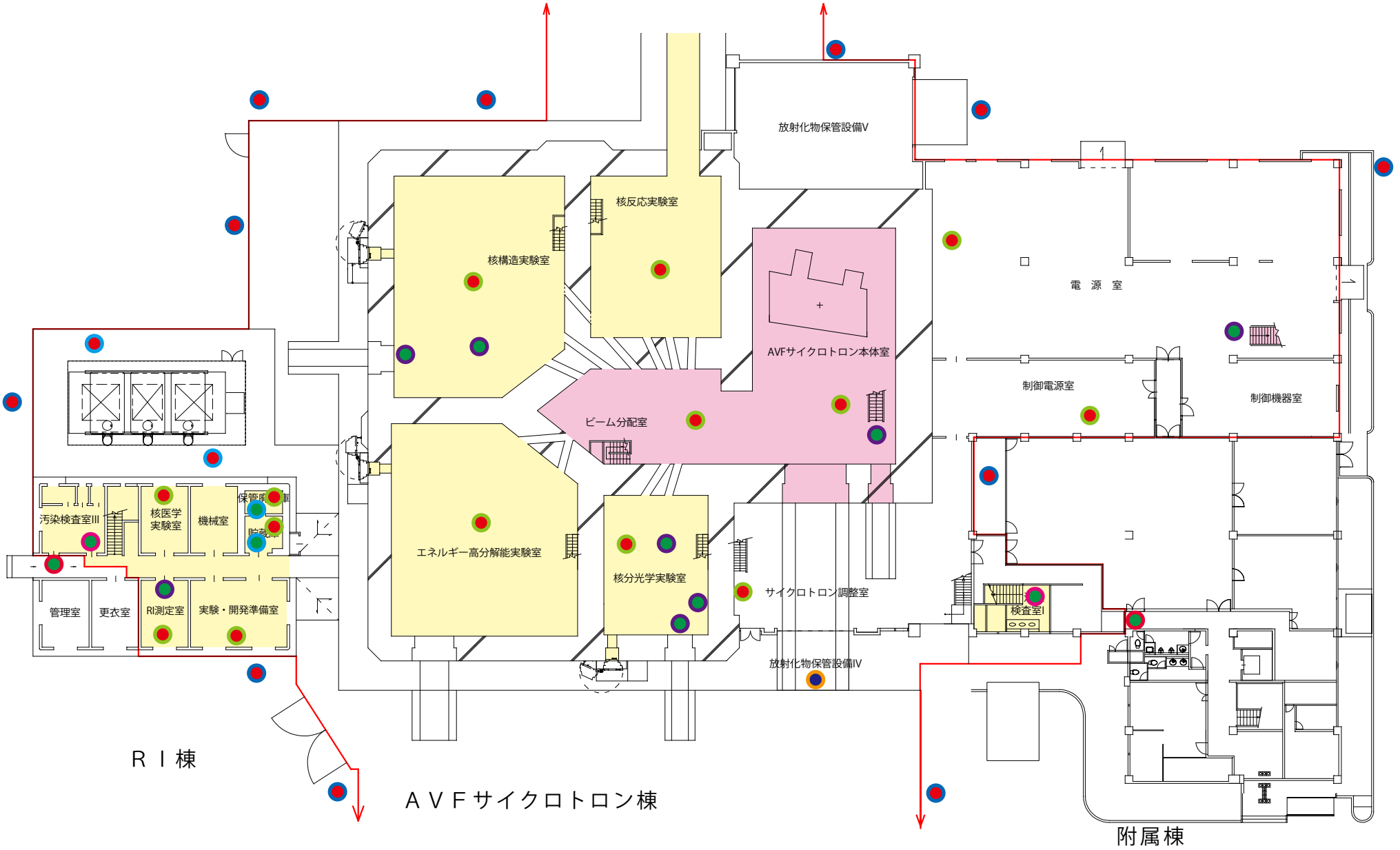
6 月を超えない期間毎の測定箇所

放射線の量	使用施設	
	廃棄物貯蔵施設	

別図2　AVFサイクロトロン棟およびRI棟地階



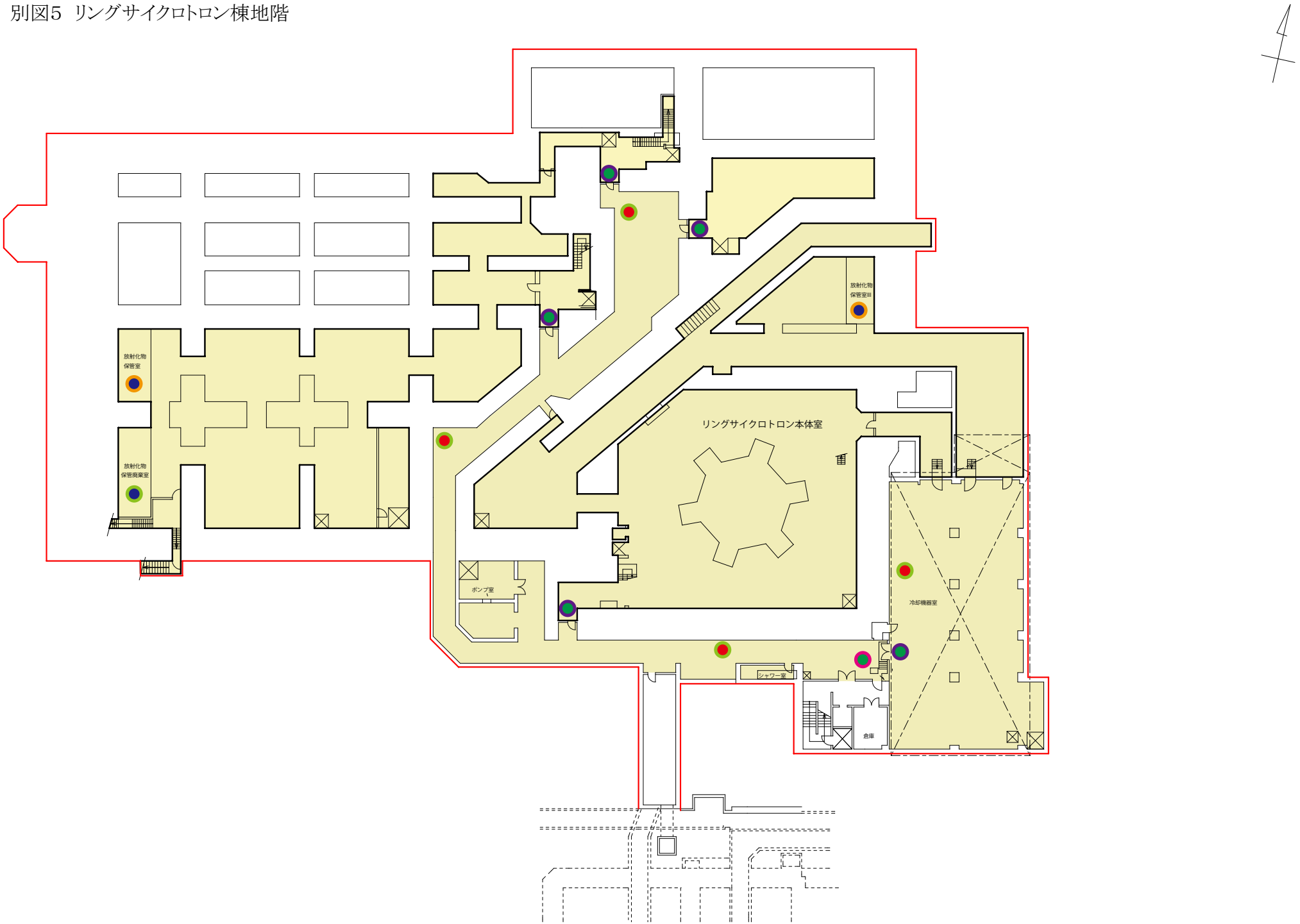
別図３　AVFサイクロトロン棟およびRI棟１階



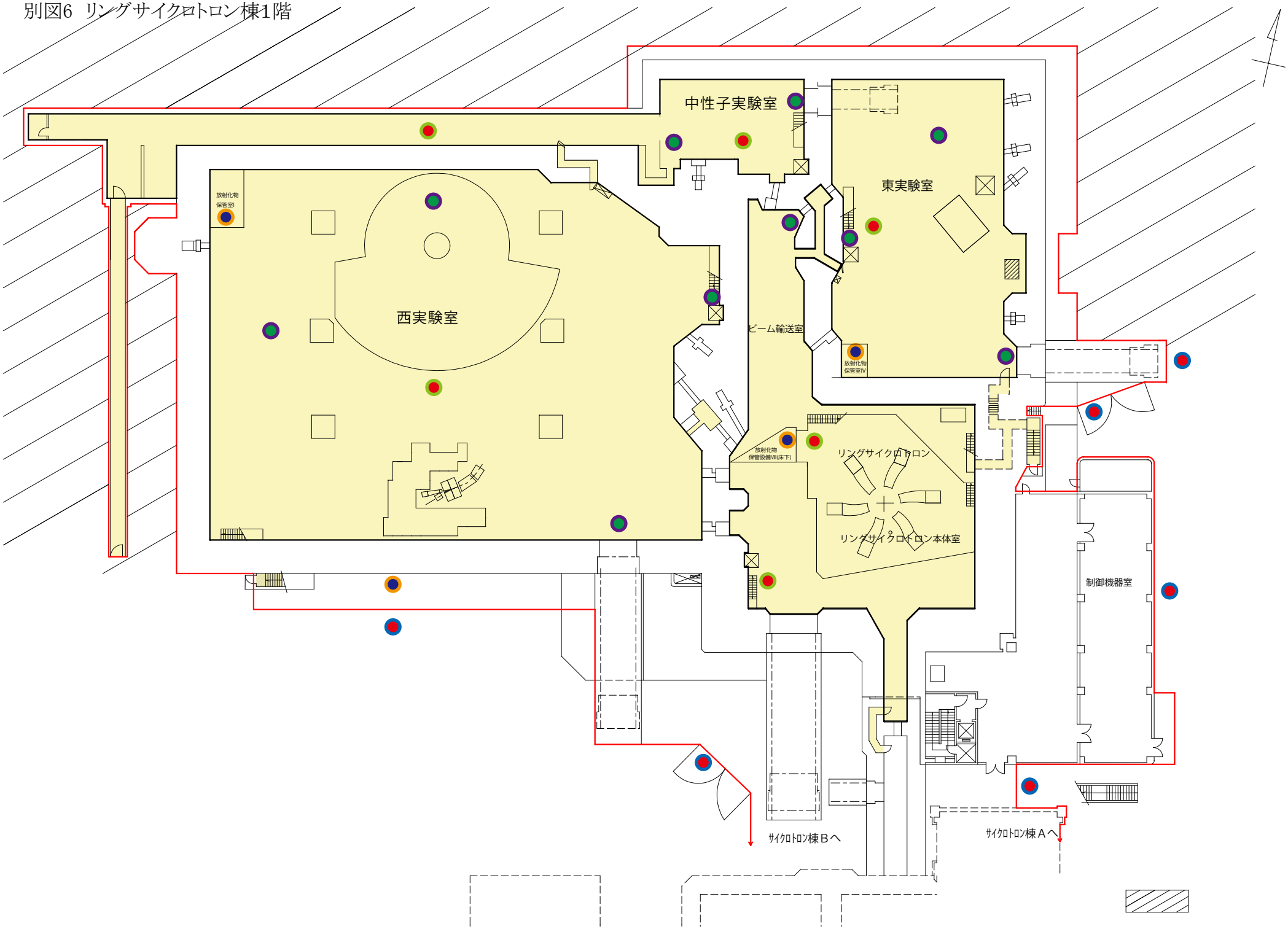
別図4　AVFサイクロトロン棟およびRI棟 2 階



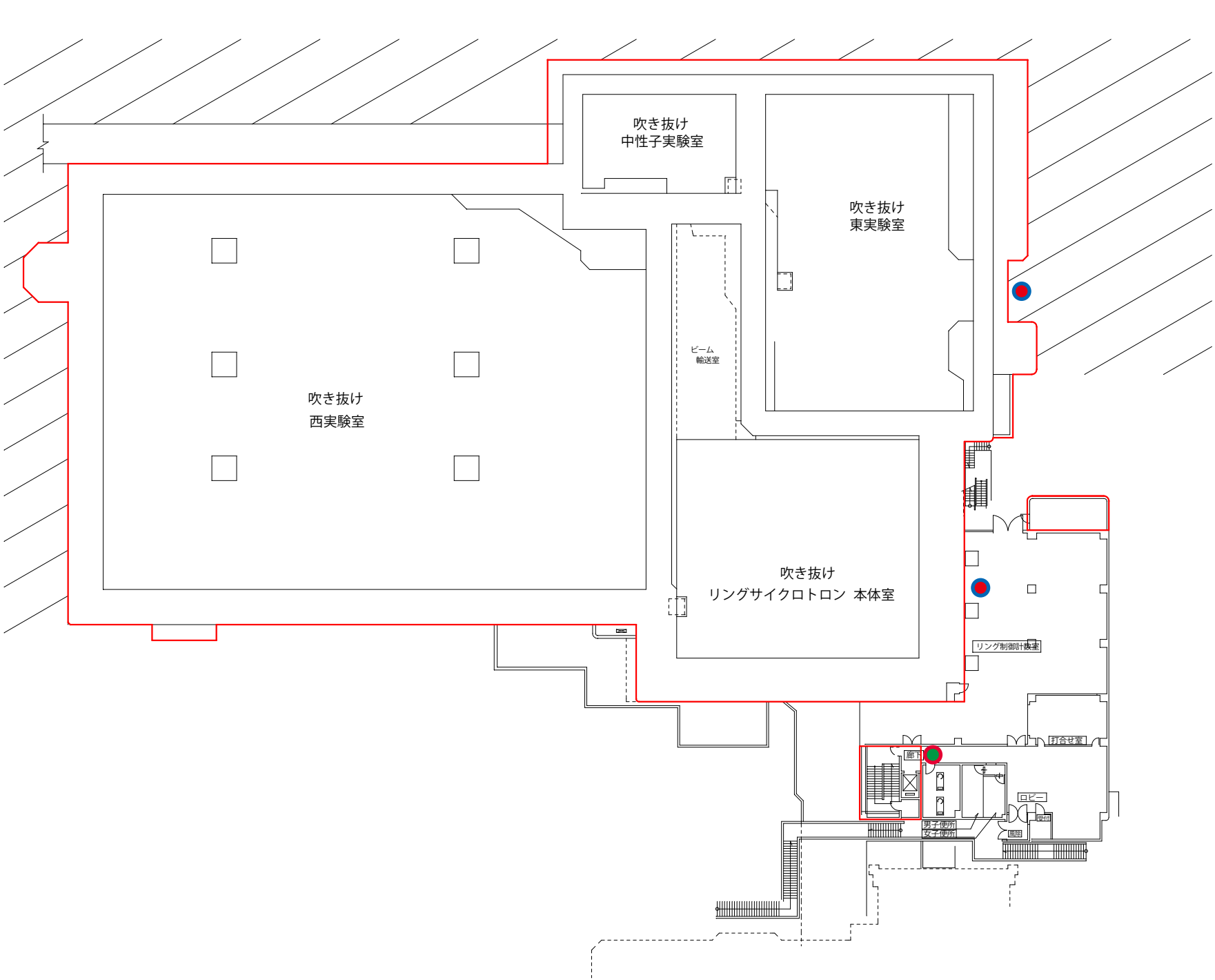
別図5　リングサイクロトロン棟地階



別図6　リングサイクロトロン棟1階

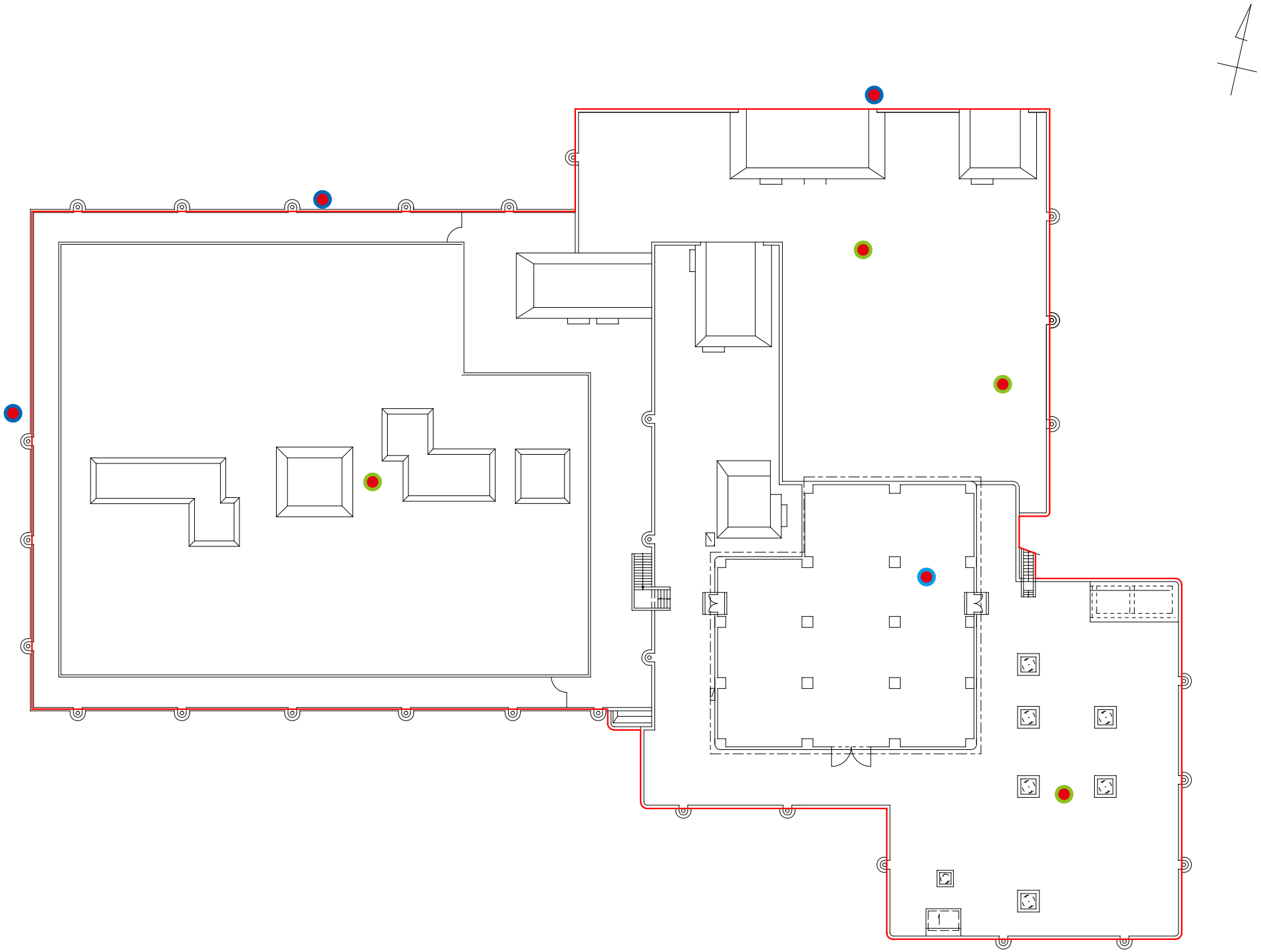


別図7　リングサイクロトロン棟2階

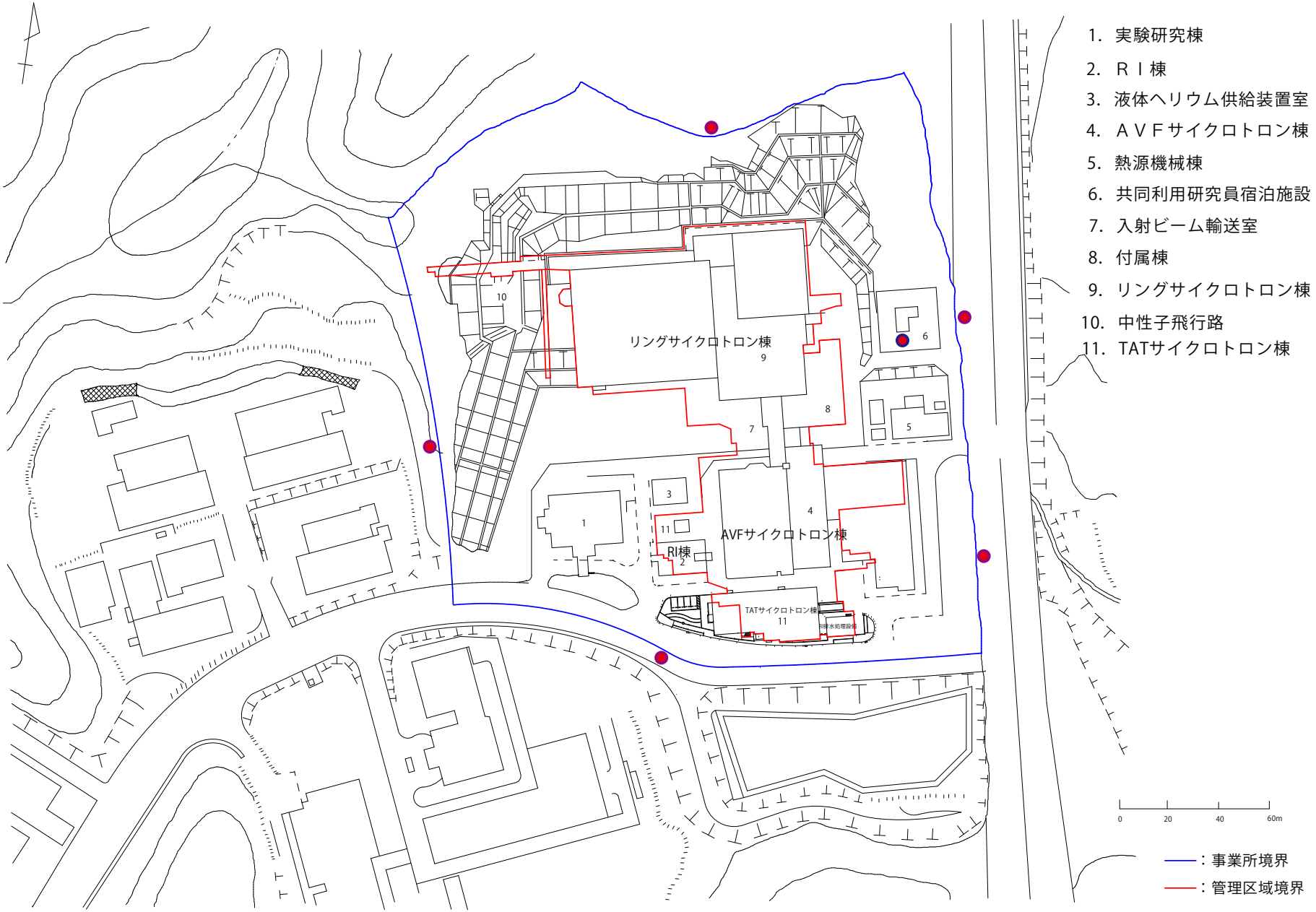


：土

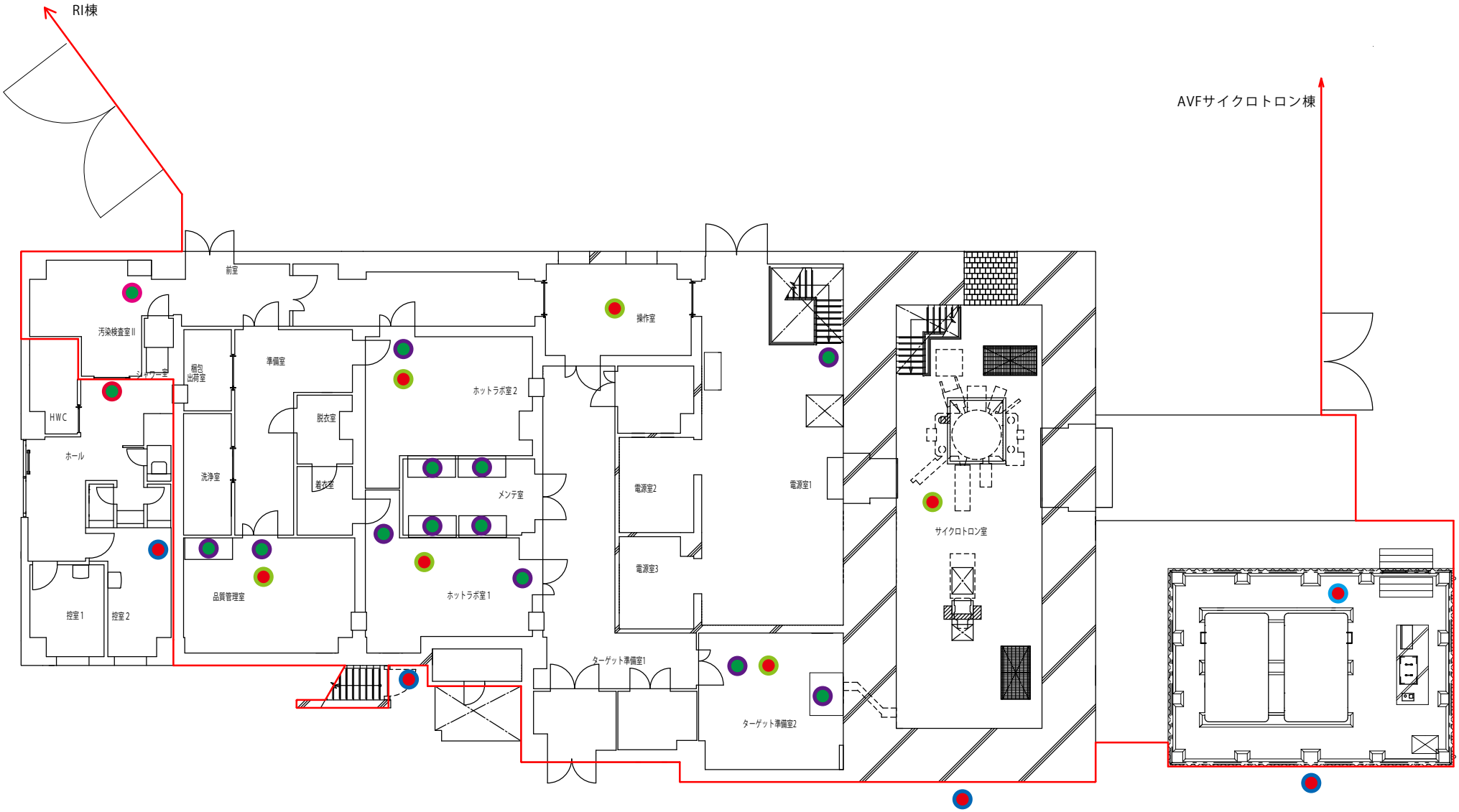
別図8　リングサイクロトロン棟3階



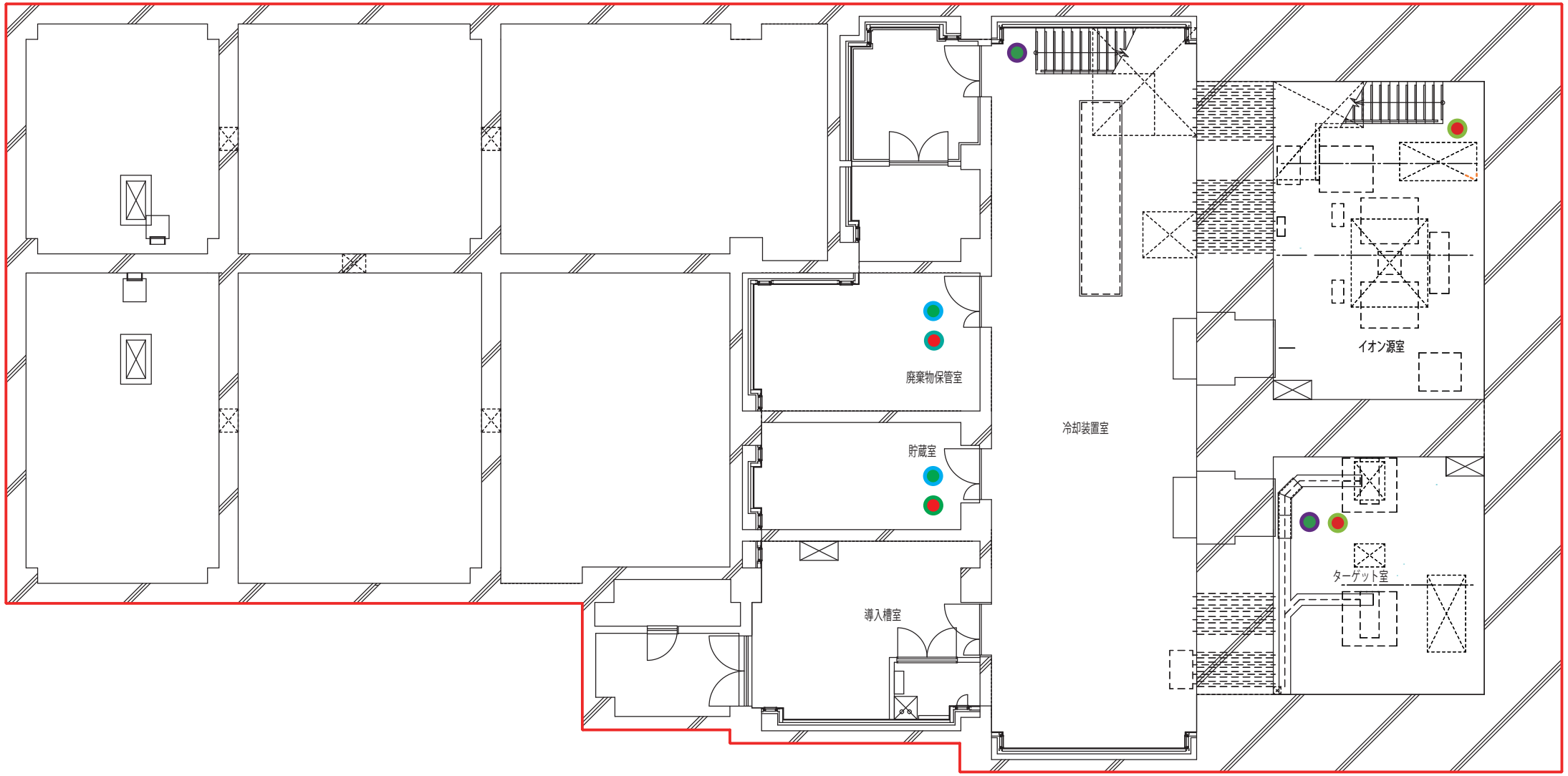
別図9　事業所境界


1. 実験研究棟
2. ＲＩ棟
3. 液体ヘリウム供給装置室
4. ＡＶＦサイクロトロン棟
5. 熱源機械棟
6. 共同利用研究員宿泊施設
7. 入射ビーム輸送室
8. 付属棟
9. リングサイクロトロン棟
10. 中性子飛行路
11. TATサイクロトロン棟
リングサイクロトロン棟
AVFサイクロトロン棟
RI棟
TATサイクロトロン棟
0
20
40
60m
：事業所境界
：管理区域境界

別図１０　TATサイクロトロン棟1階



別図１１　TATサイクロトロン棟地階



大阪大学核物理研究センターにおける中性子発生装置使用に伴う放射線の量の測定箇所を指定する件

平成３１年４月１日

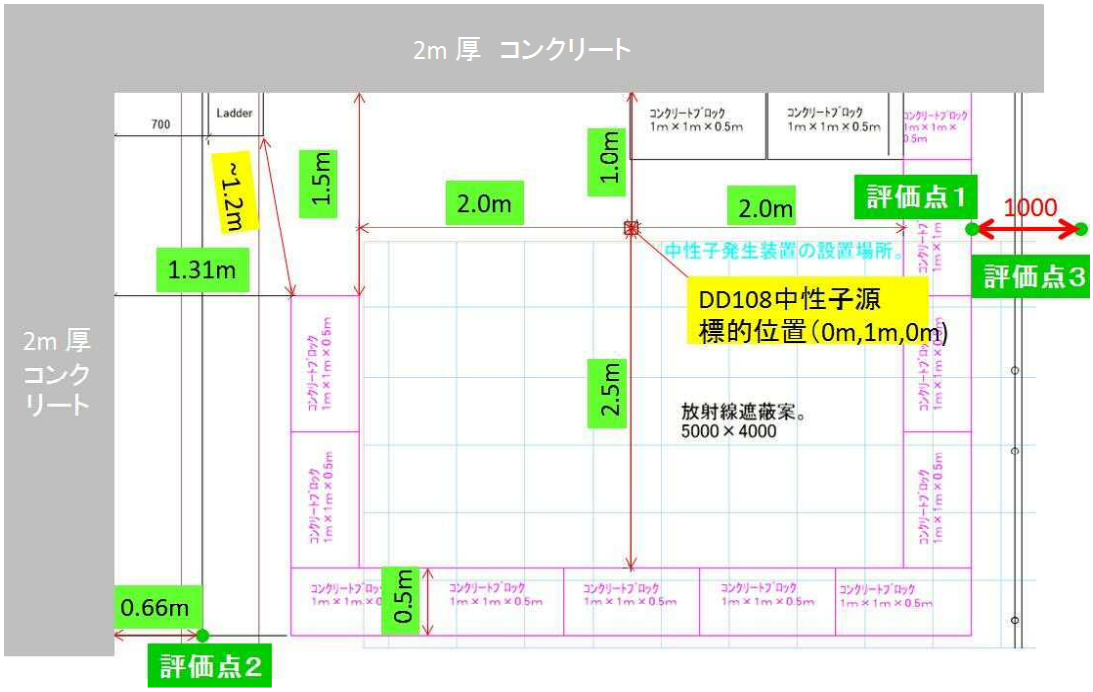
放射線安全委員会決定第４号

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則第１９条第４項の規定に基づく中性子発生装置使用に伴う放射線の量の測定箇所を別図１中の評価点１から６および別図２中に指定した測定箇所とする。

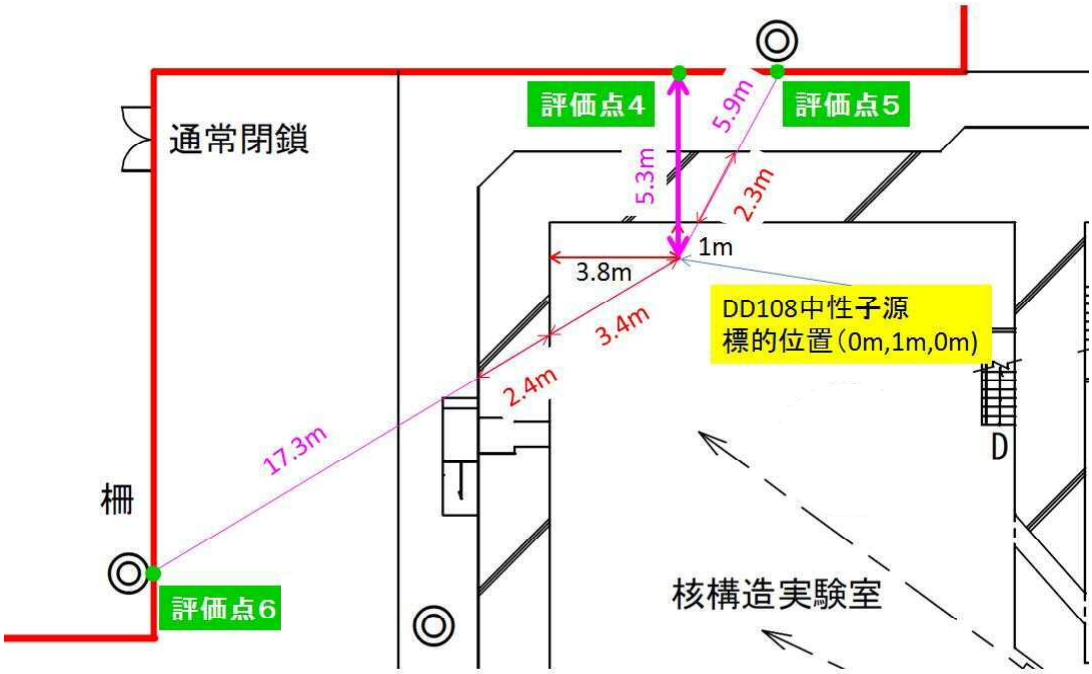
別図１　M 実験室内

別図２　事業所境界

別図1　M実験室内

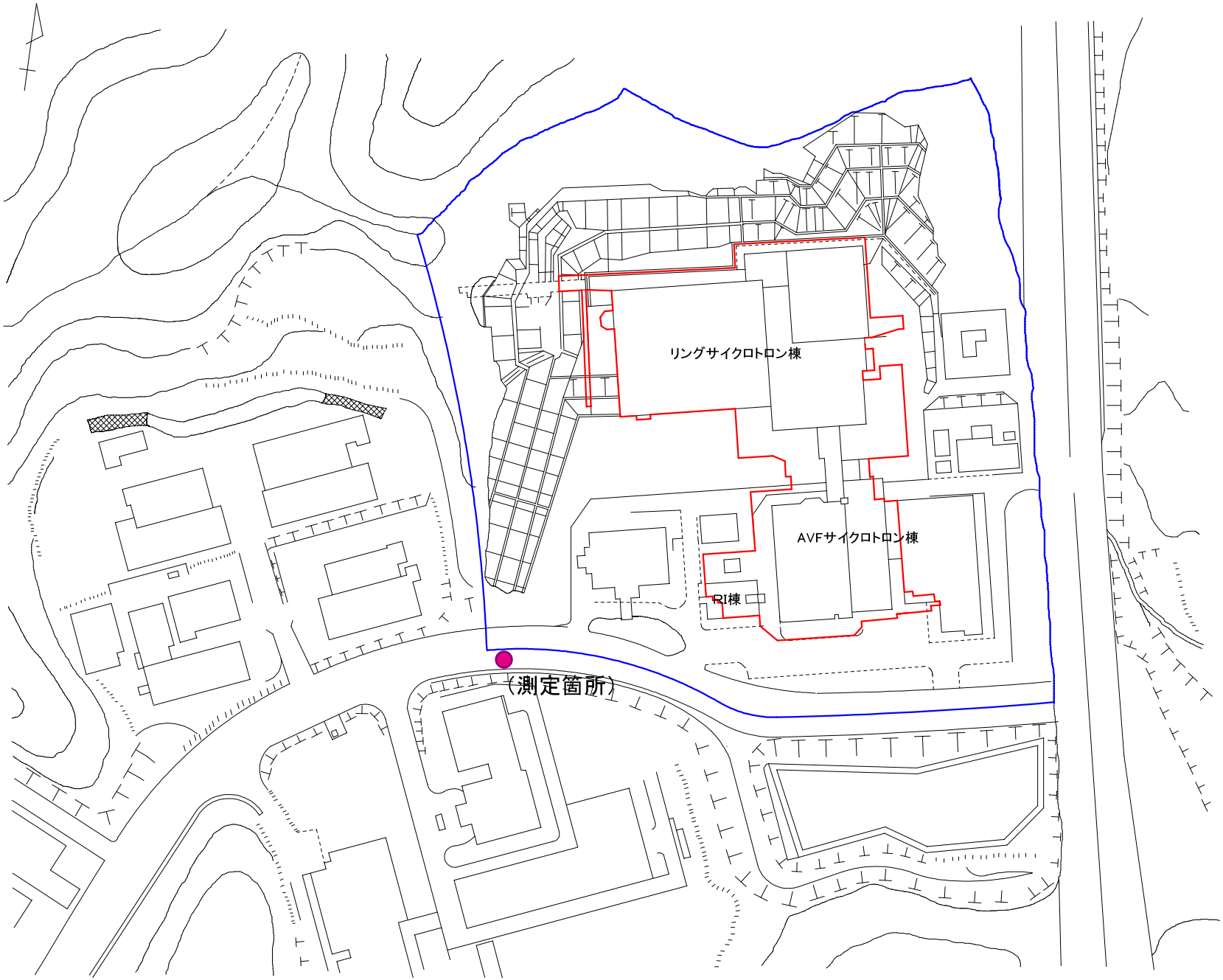


中性子発生装置室の平面図



核構造実験室周辺管理区域境界の平面図

別図2　事業所境界



大阪大学核物理研究センターにおける放射線管理区域の区分を指定する件

平成３１年４月１日

放射線安全委員会決定第５号

（最終改正　令和７年９月２４日　令和８年２月４日適用）

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則第５条第１項第１号の規定に基づく第１種管理区域および同条第２項の規定に基づく第２種管理区域内の放射化物による汚染のおそれのある場所を別図のとおり指定する。管理区域内において第１種管理区域に指定していない場所を第２種管理区域とする。

別図１　ＡＶＦサイクロトロン棟およびＲＩ棟１階

別図２　ＡＶＦサイクロトロン棟およびＲＩ棟地階

別図３　リングサイクロトロン棟１階

別図４　リングサイクロトロン棟地階

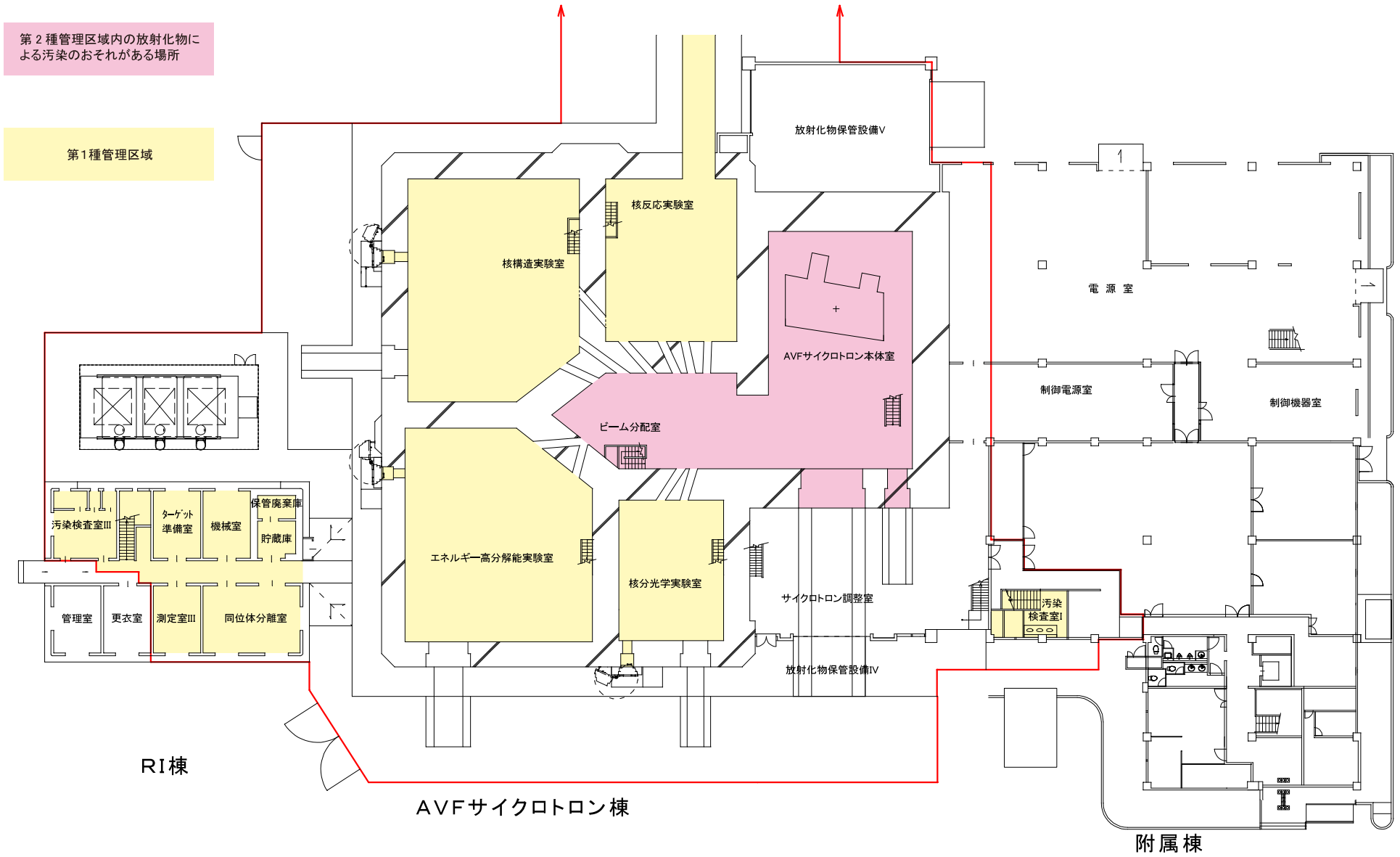
別図５　TAT サイクロトロン棟１階および地階

（改正履歴）

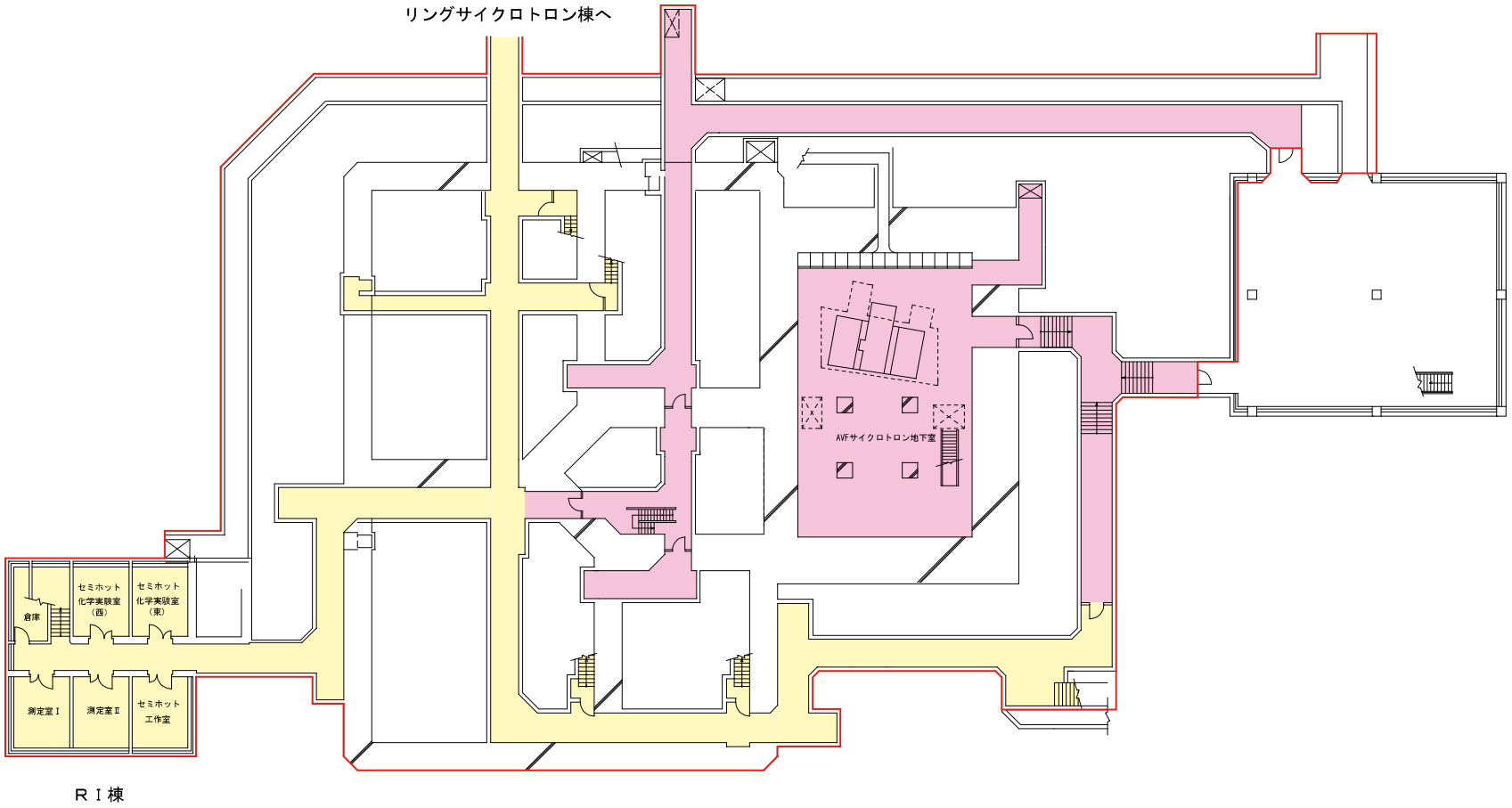
令和２年１２月７日 放射線安全委員会決定第５－２号

令和７年９月２４日 放射線安全委員会決定第５－３号

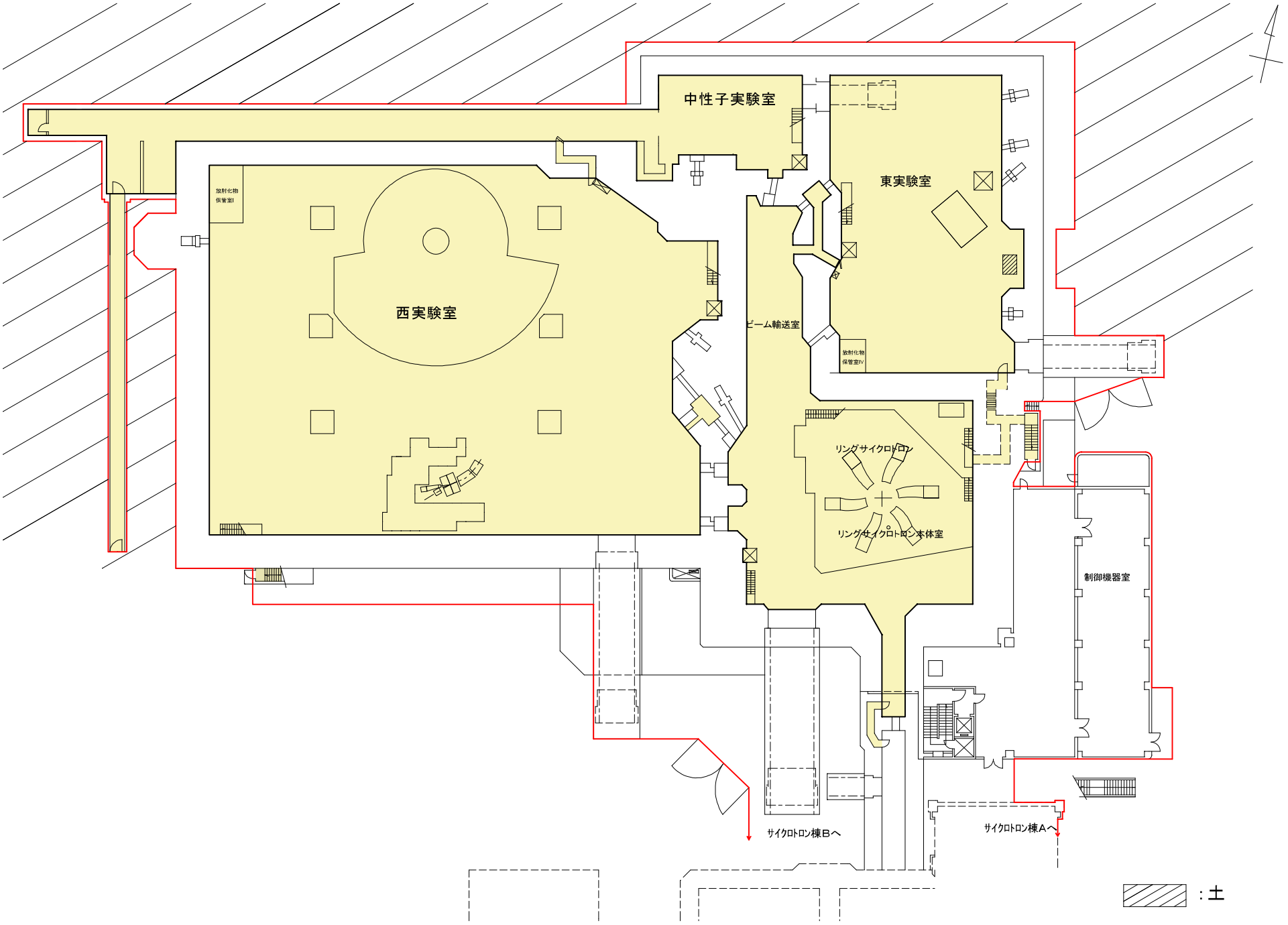
別図1　AVFサイクロトロン棟およびRI棟1階



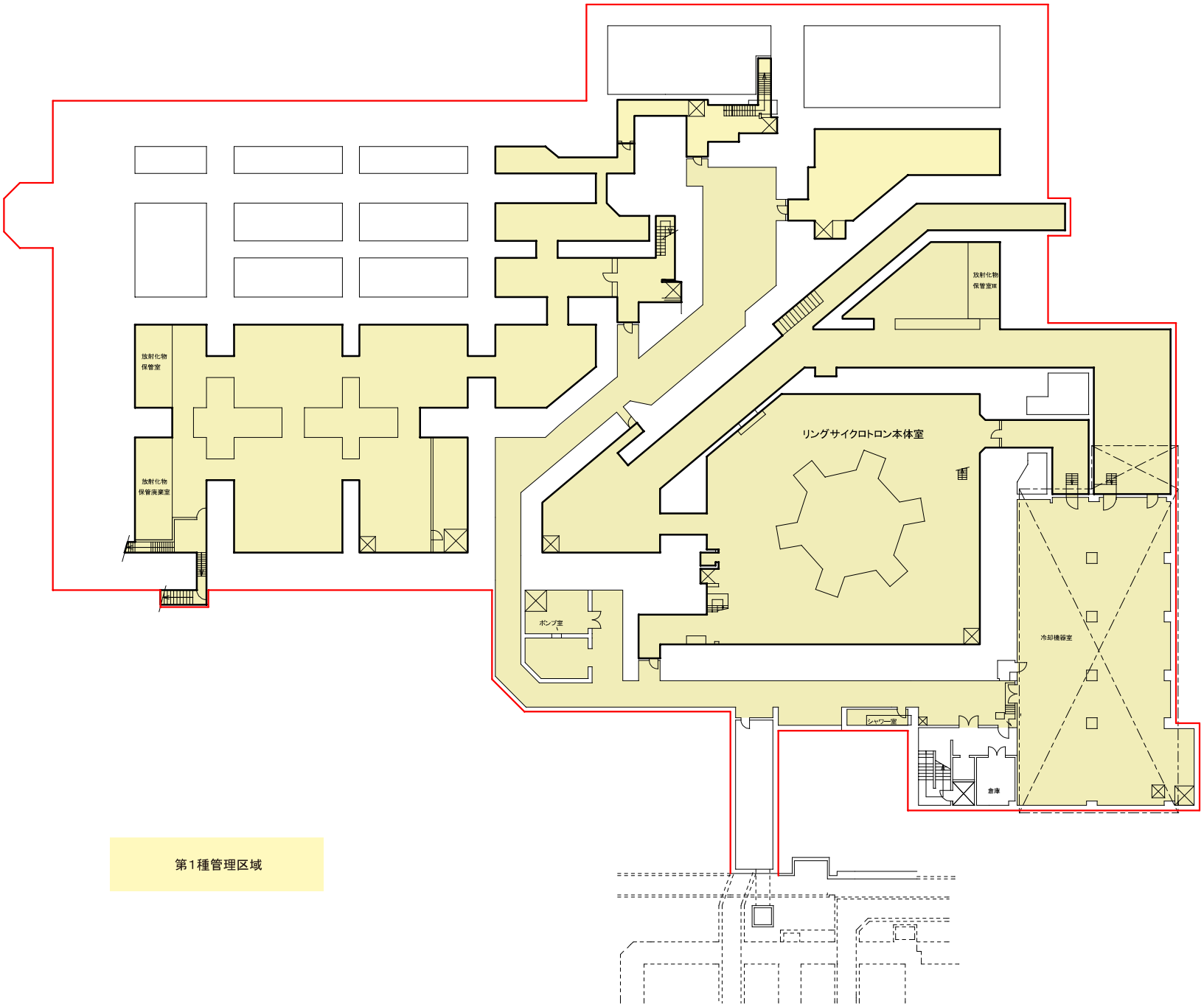
別図２　ＡＶＦサイクロトロン棟およびＲＩ棟地階



別図３　リングサイクロトロン棟1階

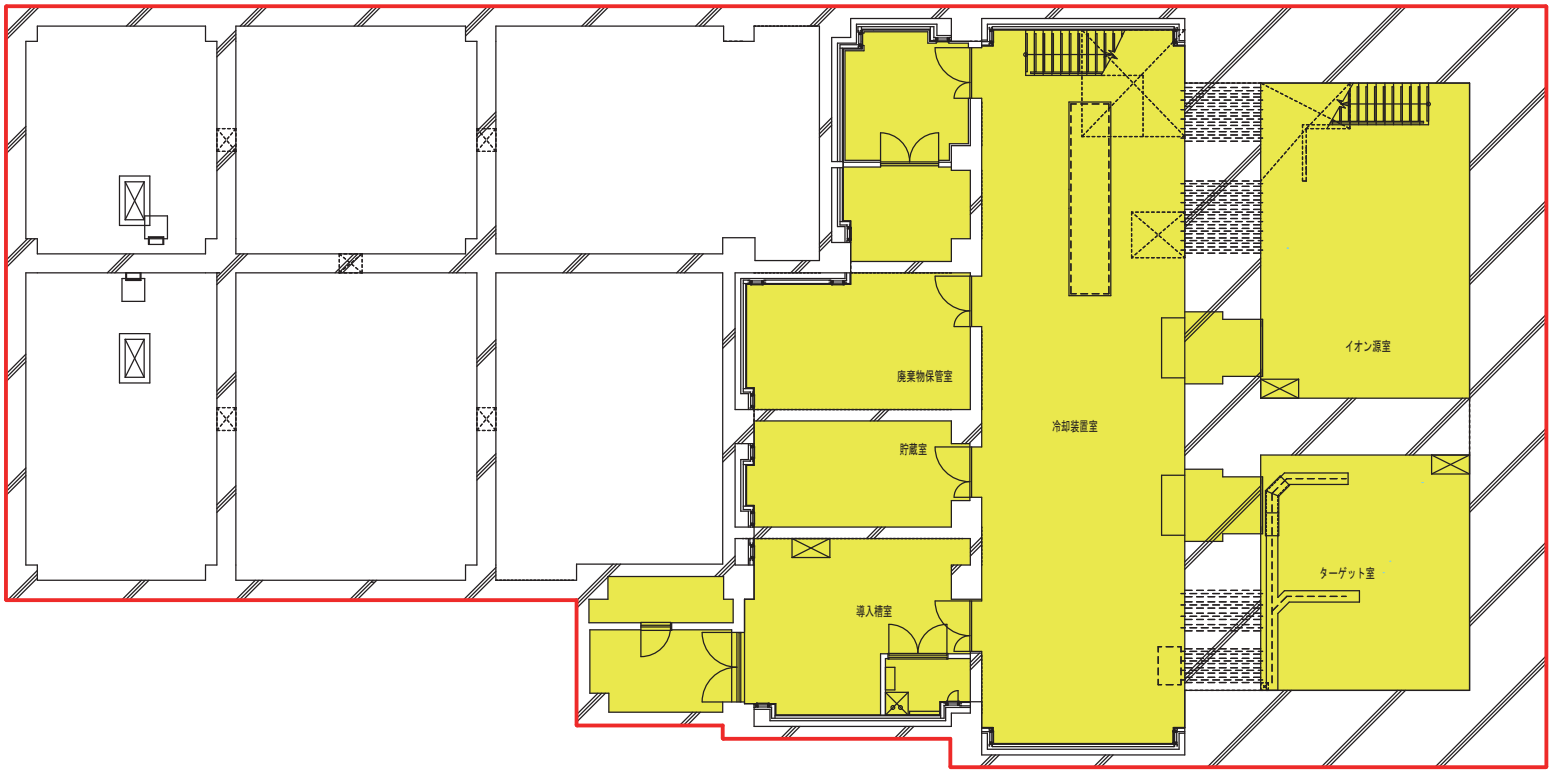


別図4　リングサイクロトロン棟地階



別図５　TAT サイクロトロン棟１階及び地階





大阪大学核物理研究センターにおける被ばく作業実施の手続きに関するガイドライン

令和２年３月５日

放射線安全委員会決定第８号

大阪大学核物理研究センターにおける被ばく作業実施の手続きを次のように定める。

第１条（1回の作業につき外部被ばく線量について５０マイクロシーベルトを超える作業）　1回の作業につき外部被ばく線量について５０マイクロシーベルトを超えるおそれのある作業を行ったときは、作業後速やかに外部被ばく線量の推定値を放射線管理室に報告しなければならない。

第２条（1月の外部被ばく線量の合計が５０マイクロシーベルトを超えるとき）　月ごとに1日から月末日までの外部被ばく線量の合計が５０マイクロシーベルトを超えるおそれのある作業を行ったときは、翌月1日以降に速やかに外部被ばく線量の推定値を放射線管理室に報告しなければならない。

第３条（1回の作業につき外部被ばく線量について１ミリシーベルトを超える作業）　1回の作業につき外部被ばく線量について１ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ放射線安全委員会の許可を受けなければならない。

２　前項の許可の審査にあたり、放射線安全委員会は専門のワーキンググループを設立することができる。

第４条（1日の外部被ばく線量が１ミリシーベルトを超えるおそれのある作業に従事する者）　1日の外部被ばく線量が１ミリシーベルトを超えるおそれのある作業に従事する者は、外部被ばくの線量の測定の結果を毎日報告しなければならない。

２　前項の報告を必要とする従事者は、第1条および第2条の報告を要しない。

第5条（適用範囲）第1条から第4条の許可および報告は、大阪大学核物理研究センターの放射線管理区域以外における被ばく作業にも適用する。

施設見学における手続きに関するガイド

令和 3 年 3 月 25 日
放射線安全委員会決定第 9 号
（最終改正　令和 8 年 9 月 18 日）

1. 適用される見学

本ガイドは、センター長が許可した見学者による核物理研究センター放射線管理区域の見学に適用する。

2. 一時立ち入りの手続き、閉鎖部分通行の記録

見学における放射線管理の記録を作成する。別途、一時立ち入りの記録、閉鎖部分通行の記録は必要としない。本記録作成時の一時立ち入りの許可者はセンター長とする（センター長が許可者リストにないときは副センター長等適当な教職員とする）。

3. 汚染防止の準備

管理区域境界、管理区域区分の境界の通行は核物理研究センター放射線障害予防規程第 12 条第 3 項におけるやむを得ない事案に該当するものと認められるが、靴の履き替えや履き替え場所の養生など汚染拡大防止の措置が必要である。

4. 見学における放射線管理の記録の記録事項

見学の日時、管理区域の入域退域時刻、管理区域立ち入り者の氏名、管理区域境界または管理区域区分の境界の通行箇所およびその汚染拡大防止の措置、管理区域立ち入りに係わる教育訓練の実施状況、外部被ばくの測定の記録、センター長および一時立ち入りの許可者が見学又は一時立ち入りの許可をした記録。

（改正履歴）
令和 8 年 3 月 11 日　放射線安全委員会第 9―２号
令和 8 年 9 月 18 日　放射線安全委員会第 9―３号

場所の測定、一時立ち入り者の個人被ばく線量の測定、管理区域立ち入り者の放射性同位元素による汚染の状況の測定における測定の信頼性の確保に関する件

令和５年１０月１日

放射線安全委員会決定第１１号

大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下、「予防規程」という。）第１９条第２の２項の規定に基づく場所の測定、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則（以下、「細則」という。）第２２条第３項の規定に基づく一時立ち入り者の個人被ばく線量の測定、および細則第２２条の２第２項の規定に基づく管理区域立ち入り者の放射性同位元素による汚染の状況の測定における測定の信頼性の確保について以下のように定める。

（場所の線量率測定における測定の信頼性の確保）

第１条　放射線の量の測定は、測定を外部業者に委託するものとし、測定器は外部業者が用意するものとする。事務長は、測定器の信頼性確保の実施のために、この測定において使用する測定器が、測定日の１年以内に点検および校正されているものとなるように契約しなければならない。

（場所の汚染の状況の測定における測定の信頼性の確保）

第 2 条　スミア法による汚染の状況の測定はセンターで採取したスミアサンプルを外部業者に測定を委託するものとする。放射線管理室長は測定器の信頼性確保の実施のために、この測定において使用する測定器が、測定日の１年以内に点検および校正されているものを使用するように契約しなければならない。

2 センター長は排水の汚染の状況の測定に使用するガンマ線水モニタ、γ線ガスモニタを１年ごとに、液体シンチレーションシステムを５年ごとに製造者における点検を行わなければならない。また、液体シンチレーションシステムについて、製造者における点検を行わない年は、標準線源を用いて液体シンチレーションシステムが正常に動作していることを確認しなければならない。

（一時立ち入り者の個人被ばく線量の測定の信頼性の確保）

第３条　一時的に管理区域に立ち入ることを許可した者は、当該一時立入者の個人被ばく線量の測定を立ち入り日の１年以内に点検および校正されている電子式個人線量計を使用して行わなければならない。ただし、外部被ばくにおいての実効線量について 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのないときには測定を省略することができる。

2 センター長は、前項の測定に使用する電子式個人線量計を１年ごとに JCSS 認定業者による校正を行わなければならない。

（管理区域立ち入り者の放射性同位元素による汚染の状況の測定における測定の信頼性の確保）

第４条　センター長は、汚染検査室に設置されたハンドフットクロスモニタを２年ごとに製造者における点検を行わなければならない。また、製造者における点検を行わない年は、自然放射線源を用いてハンドフットクロスモニタが正常に動

作していることを確認しなければならない。

２　センター長は、第２２条の２第１項ただし書きを適用する場合に備えて、GM 式サーベイメータ１台以上を JCSS 認定業者により校正するものとする。また、この校正された測定器を基に GM 式サーベイメータ数台を比較校正するものとする。

第１種管理区域退出時の汚染検査、放射性汚染物に該当しないことの確認に関するガイド

令和５年１０月１日

放射線安全委員会決定第１２号

大阪大学核物理研究センター放射線障害防止予防規程細則第７条第１項第５号に規定された汚染検査、同条同項第６号で定められた放射性汚染物に該当しないための確認に関するガイドを制定する。

（１）本汚染検査と放射性汚染物に該当しないための確認は放射線測定器による測定によって行うものとする。

（２）第１種管理区域退出時は、ハンドフットクロスモニタにおいて、作業衣、作業靴のまま、手、足、全身の測定を行う。ハンドフットクロスモニタが故障しているときは GM サーベイメータ（使用核種が ^{3}H、^{14}C、^{63}Ni、^{210}Po の場合は専用のサーベイメータ）を使用するものとする。なお、使用核種が ^{3}H、^{14}C、^{63}Ni、^{210}Po の場合はリングサイクロトロン棟汚染検査室は使用しない。

（３）第１種管理区域からの持ち出し物は GM サーベイメータ（使用核種が ^{3}H、^{14}C、^{210}Po の場合は専用のサーベイメータ）を使用して表面汚染の検査を行う。また、ビームがでている間に放射線発生装置使用室に置かれていたものを持ち出すときは前述の測定に加えて、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによって放射化がないことを確認するものとする。

（４）第３号、第４号の表面汚染の検査に用いる測定器は、測定の日から１年以内に点検または校正された物を使用する。

物品搬入用扉その他通常の入退室経路以外の扉を用いた入退室の特例について

令和８年６月２５日
放射線安全委員会決定第１３号

平時において、あらかじめ予定された長期間の作業に伴い、物品搬入用扉その他通常の入退室経路以外の扉を用いて、サイクロトロン本体室及び管理区域内の各実験室（以下「対象室」という。）に入退室する必要がある場合は、放射線安全委員会において事前に承認された者に限り、承認された期間中、対象室における当該作業のための当該扉を用いた入退室を、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下、「規程」という。）第12条第3項に規定する「やむを得ず」に該当するものとして認める。

なお、本決定は、緊急時その他個別の事情により規程第12条第3項に規定する「やむを得ず」に該当する場合の取扱いを妨げるものではない。

ただし、本特例による入退室及び作業は、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限る。

1. 本特例による入退室及び作業は、対象室のマニュアルに定める立入条件及び放射線防護上の手続を満たす場合に限り認める。

2. 当該者以外のRCNP教職員は、作業内容及び作業場所を事前に確認し、当該者による作業の実施に支障がないことを確認すること。

3. 当該者が対象室に入室する際は、入室中であることをコンソールに表示するとともに、コンソールにある当該対象室に係るキースイッチ等を抜いておくこと。

4. 当該者が管理区域内を移動する際は、必ず当該者以外のRCNP教職員が同行すること。
管理区域内において、当該者を単独で移動又は作業させてはならない。
同行者も当該扉を用いた入退室を認める。

5. 本決定を適用するに当たって大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則第7条第1項第5号の「汚染検査室」と第8号の「汚染検査を行える設備」は「扉位置」と読み替える。

4. その他の規程類

大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項

（昭和３７年２月　１日　大阪大学放射線障害予防委員会規定
平成　元年２月１３日　大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正
平成　５年２月　９日　大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正
平成１３年３月１３日　大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正
平成１７年７月１３日　大阪大学原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会一部改正）

１．登録の対象者

放射性同位元素等又は放射線発生装置の取り扱い、管理若しくはこれに付随する業務に従事しようとする者であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　本学又は学外の放射線施設を利用する教職員、学生又はこれらに準ずるもの（以下「教職員等」という。）

(2)　本学の放射線施設を利用する学外者（以下「学外者」という。）

２．登録の有効期間

毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

３．被登録者の義務

被登録者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する諸法令その他大学の諸規則を遵守するとともに、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）の指示に従い放射線障害の発生防止に努めなければならない。

４．登録の申請

(1)　教職員等は、大阪大学放射線総合管理システム（以下「システム」という。）を利用することにより、所属部局長に登録の申請を行うものとする。ただし、次の（ア）から（ウ）までに該当する場合は、別に定める者に登録の申請を行うものとする。

(ア) 放射線施設を有する部局に所属し、専ら当該所属部局以外の放射線施設で従事予定の場合

(イ) 放射線施設を有しない部局に所属し、当該所属部局以外の放射線施設で従事予定の場合

(ウ) 部局に所属しない場合

(2)　学外者は、システムを利用することにより、従事予定の放射線施設を管理する部局長に登録の申請を行うものとする。

５．登録の申請時期

登録の申請時期は、新規に登録しようとする場合は、放射線施設に立ち入る前とし、次年４月以降継続して登録しようとする場合は、次年度開始後速やかに申請しなければならない。

６．登録

申請を受理した部局長は、放射線施設の主任者に回付し、当該主任者が教育訓練の受講の有無及び健康診断の受診の有無等を審査し、適格であると認めた者について登録する。

７．雑則

この要項に定めるもののほか、登録の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

大阪大学核物理研究センター表示付認証機器の取扱いに関する内規

（目的）

第１条　この内規は、大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第１８条の規定に基づき、核物理研究センターにおける表示付認証機器（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。）第１２条の５に規定する表示付認証機器をいう。以下同じ。）の取扱いに関する事項を定め、安全を確保することを目的とする。

（受入れ）

第２条　表示付認証機器の受入れをしようとする場合は、保管場所及び保管方法に関する計画書を添えて、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に申請し、承認を得なければならない。

２　表示付認証機器ごとに定められている使用、保管及び運搬の条件（以下、「認証条件」という。）から外れたもの又は放射性同位元素によって汚染されたものを受入れしてはならない。

（払出し）

第３条　表示付認証機器の払出しをしようとする場合は、払出し相手方の受入れ承認書を添えて、主任者に申請し、承認を得なければならない。

２　認証条件から外れたもの又は放射性同位元素によって汚染されたものを払出ししてはならない。

（使用）

第４条　表示付認証機器の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　認証条件に従った取扱いをすること。

(2)　使用の都度、使用計画書を放射線管理室長に提出し、審査を受けること。

(3)　放射線管理区域（放射性同位元素等使用承認証昭和４９年１月９日使第２４５０号）内で使用すること。

(4)　認証機器を保管している室内に限定して使用すること。ただし、ＡＶＦサイクロトロン棟２階放射線管理区域内、ＲＩ棟１階放射線管理区域内、ＲＩ棟地階はそれぞれを一つの室とみなす。

(5)　大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規程細則第１３条第１項各号（第１号を除く。）を準用する。

（保管）

第５条　表示付認証機器の保管は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、主任者の指示に従わなければならない。

(1)　認証条件に従った取扱いをすること。

(2)　貯蔵庫又は耐火性のある貯蔵箱において保管すること。また、貯蔵箱には、機器の種類、核種及び数量を表示し、貯蔵箱表面の１センチメートル線量当量率を放射線管理室が定める線量率以下にすること。

２　主任者は、１年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を記録しなければならない。

（運搬）

第６条　表示付認証機器を運搬する場合は、認証条件を遵守するとともに、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。

（危険時の措置）

第７条　地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合の措置は、予防規程第２７条に準ずるものとする。

（事故時の措置）

第８条　表示付認証機器に関し、盗難、破損その他の事故が発生したときの措置は、予防規程第２９条に準ずるものとする。

附　則

この内規は、平成２８年３月８日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年１０月４日から施行する。

大阪大学核物理研究センターにおける放射線管理区域外での下限数量以下の密封線源の取扱いに関する内規

（目的）

第１条　この内規は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号、以下「法」という。）で定義された放射性同位元素に該当しない、下限数量以下の密封された放射性同位元素の放射線管理区域外での取扱い及び管理に関する事項を定め、安全を確保することを目的とする。

（適用される線源の範囲）

第２条　この内規は、平成１９年４月１日以降に購入し、かつ、購入時の数量が法令（平成１２年１０月２３日科学技術庁告示第５号）で定める下限数量以下の密封された放射性同位元素に適用する。

（責任者の指名）

第３条　大阪大学核物理研究センター安全衛生委員会は、第２条に定める密封線源の使用場所ごとに使用期限を定めて使用を承認し、安全衛生委員長は当該密封線源を使用するものの中から責任者を指名する。

２　前項に掲げる期限は当該年度を超えないものとする。

（責任者の責務）

第４条　責任者はそれぞれの使用場所において適正な管理を行うため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）責任者はこの内規により使用を許可された線源のための保管庫を設置し、保管庫及び保管場所を施錠しなければならない。

（２）責任者は、定期的にこの内規により使用を許可された線源の所在確認を行い、放射線管理室に報告しなければならない。

（業務分担）

第５条　安全衛生委員会は第２条に定める密封線源の使用に関して審査を行い、適正と認められるものについて使用場所及び核種ごとに使用の承認を行う。また、定期的に実施される安全巡視の際に当該密封線源の所在及び使用・管理状況等の確認を行うものとする。

２　放射線管理室は責任者から当該密封線源の所在に関する報告を受け、その情報を取りまとめる。

附則

この内規は平成２５年１月２２日から施行し、平成２４年１２月１日から適用する。

附則

平成１９年３月３１日以前に購入し、かつ購入時に下限数量以下の密封線源については、別途定めた期限まで第２条に規定する線源と同様に扱う。購入時に平成１２年１０月２３日科学技術庁告示第５号で定める下限数量を超えている線源は放射線管理区域外の使用を認めない。

附　則

この改正は、令和４年１０月４日から施行する。

5. 本体室・各実験室立入マニュアル

2022 年 3 月 22 日制定
2026 年 1 月 31 日改訂

サイクロトロン本体室への立ち入りマニュアル

１．定義

1）サイクロトロンとは、AVF サイクロトロン及び RING サイクロトロンを指す。

2）「サイクロトロンが停止している状態」とは、
①サイクロトロンに加速電圧が発生していない状態
かつ、
②荷電粒子がサイクロトロンに入射していない状態
にある場合を指す。

3）「サイクロトロンを運転している状態」とは、
①サイクロトロンに加速電圧が発生している状態
かつ、
②荷電粒子がサイクロトロンに入射している状態
を指す。

4）「RF の調整運転」とは、
①サイクロトロンに加速電圧を発生させている状態
かつ、
②荷電粒子がサイクロトロンに入射していない状態
を指す。

5）「RF の停止」とは、サイクロトロンに加速電圧が発生していない状態を指す。

6）「サイクロトロンに加速電圧が発生していない状態」とは、終段アンプのプレート電源が OFF の状態（RF-HIGH が OFF）を指す。

7）「サイクロトロンに加速電圧が発生している状態」とは、終段アンプのプレート電源が ON の状態（RF-HIGH が ON）を指す。

8）「荷電粒子がサイクロトロンに入射していない状態」とは、入射ビームライン上のいずれかのファラディーカップが挿入されている状態、またはゲートバルブが閉じている状態を指す。

9）「荷電粒子がサイクロトロンに入射している状態」とは、入射ビームラインの全てのファラディーカップが引き抜かれている状態、かつゲートバルブが開いている状態を指す。

２．サイクロトロン本体室への立入りに係る留意点

2-1. サイクロトロンが停止しているとき

1）立ち入り者の制限は行わない。

2）サイクロトロン本体室の入口に設置された入退リーダーによって認証を行い、下記a), b)の場合は安全キーを抜いて所持した上で安全スイッチを１箇所以上作動させること。

a）AVF サイクロトロン本体室の場合は、イオン源が運転中の場合

b）RING サイクロトロン本体室の場合は、C コースが選択されている場合

退出時は入退リーダーで認証を行い、安全キーを所持している場合は元に戻す。

但し、以下の場合は除く。退室も同様とする。

①加速器施設の見学における手続きに関するガイド（放射線安全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき。

②細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき。

3）入室の際には必要に応じてポケット線量計を所持すると共に、NaI(Tl)サーベイメータを持って室内の空間線量率を測定しながら立ち入ること。

4）RCNP の教職員は、作業開始前に作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、20μSv を超える場合、作業員は加速器研究部門の教職員の指示に従うこと。このとき、加速器研究部門の教職員は作業者の被ばくが最小限になるような被ばく計画を立てて的確な指示を出すこと。

5）作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、

①一回または一月の被ばく量が 50μSv を超えるときは、大阪大学核物理研究センターにおける被ばく作業実施の手続きに関するガイドラインの第 1 条または第 2 条に従う事。

②一回または一月の被ばく量が 500μSv を超えるときは、あらかじめ放射線安全委員会の許可を得ること。ここで、大阪大学核物理研究センターにおける被ばく作業実施の手続きに関するガイドラインの第 3 条または第 4 条で示す値 1 mSv よりも低い値であることに注意。

6）予定作業時間を超過しそうな場合は、一旦作業を中断し本体室から退室した上で再度被ばく計画を立て直して作業を再開すること。

7）被ばく計画書は作業終了後に加速器研究部門の教職員に提出するものとする。

8）サイクロトロンを運転する場合には、室内に誰もいないこと、及び持ち込んだ工具などの放射化のおそれのある物が残っていないことを確認した上で室内の全ての安全スイッチを解除し、全員が退出した後に退避確認スイッチを押す。

9）運転再開に当たっては、別途定めた手順に従うこと。

10）以下の場所は線量率が高いので、特別な理由がない限り近づかないこと。

AVF サイクロトロンにおいては、下記①から③を指す。

①デフレクター
②加速箱出口及びＯコースのビーム診断機器（ファラディーカップ、ビームスリット、バッフルスリット、ビームビューアーなど）
③その他、現場で立ち入りを制限している箇所

RING サイクロトロンにおいては、下記①から④を指す。
①デフレクターEEC1 及び EEC2
②磁気チャンネル MEC１及び MEC2
③ビームライン上のビーム診断機器（ファラディーカップ、ビームスリット、バッフルスリット、ビームビューアーなど）
④その他、現場で立ち入りを制限している箇所

2-2. RING サイクロトロンの RF の調整運転を行っているとき

1）RF の調整運転に関わっている者の制限は行わない。

2）1）以外の者は、加速器研究部門の教職員の許可を得た上で、サイクロトロン本体に近づかないことを条件に立ち入りを認める。但し、以下の場合は除く。退室も同様とする。
①加速器施設の見学における手続きに関するガイド（放射線安全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき。
②細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき。

3）入室する際は、2-1 に従うこと。但し、RF の調整運転状態になってから、サイクロトロン本体室にはじめて入室する際は、加速器研究部門の教職員の許可を得てから入室すること。

4）RF の調整運転開始前に、荷電粒子がサイクロトロンに入射していない状態であることを確認すること。

2-3. RING サイクロトロンを運転している状態のとき

1）運転中は如何なる理由があっても入室してはならない。

2）運転状態から停止状態に切り替えて入室する際は、2-1 に従うこと。

3）運転状態から RF の調整運転に切り替えて入室する際は、2-2 に従うこと。

2-4. AVF サイクロトロンの RF の調整運転を行っているとき

1）RF の調整運転中は如何なる理由があっても入室してはならない。

2-5. AVF サイクロトロンを運転している状態のとき

1）運転中は如何なる理由があっても入室してはならない。

2）運転状態から停止状態に切り替えて入室する際は、2－1 に従うこと。

＊将来 AVF サイクロトロンも RF 運転調整中に入室できるようになった場合、

・赤字の部分は削除。

・2-2　3）に以下を追記する。
加えて AVF サイクロトロン本体室への入室の場合は、一旦 RF を停止してから入室すること。

・2-2　5）として下記を追加する。
5）RF の調整運転中に AVF サイクロトロン本体室に入室する際は、AVF サイクロトロンの磁場をサイクロトロンを運転しているときの値より低くすること。

2022 年 6 月制定

2026 年 3 月改訂

西実験室への立ち入りマニュアル

A. 立ち入り禁止箇所および、立ち入りに注意を要する場所

1. 以下の場所は実験室責任者に許可を得た者以外は立ち入ってはならない。
 a. WN ビームコース・中性子生成標的ホコラ内
 b. WSS ビームコース・ミューオン生成標的コンクリートシールド内

2. 以下の場所は線量が高いので不必要に近づかないこと。またやむを得ず近づく場合には近づく時間を最短にすること。
 a. 放射化物保管庫近傍
 b. WS ビームコース・ビームダンプ近傍
 c. WSS ビームコース・Wien filter 近傍（運転時、警告灯により表示）

B. 入室および退出の手順

西実験室に立ち入る場合、西実験室のビームラインがコース選択されている場合とそうでない場合とで、以下のようにする。

＜1＞ 西実験室のビームラインがコース選択されていないとき

1. 立ち入り者の制限は行わない
2. 実験室への立ち入りは地下共同構西実験室入口からとする。ただし以下の場合は除く。退室も同様とする。
 ① サイクロトロン施設見学における手続きに関するガイド（放射線全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき
 ② 細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき
3. 地下共同構西実験室入口から実験室に立ち入るときは多数の見学を除いて一時立ち入り者を含めて入退リーダーによる認証を行うこと。退出時も同様とする。
4. 安全スイッチを１箇所以上作動させること。

＜2＞ 西実験室のビームライン（WS もしくは WSS）がコース選択されているとき

1. 実験者以外は実験室に立ち入らない。実験者以外が実験室に立ちらなければならないときはあらかじめ実験責任者の許可を得る。
2. 実験室への立ち入りは地下共同構西実験室入口からとする。ただし以下の場合は除く。退室も同様とする。
 ① サイクロトロン施設見学における手続きに関するガイド（放射線全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき
 ② 細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき
3. オペレーターの入室許可があるまでインターロック盤に触れないこと。
4. 地下共同構西実験室入口から実験室に立ち入るときは入退リーダーによる認証を行い、安全キーを抜き退出時まで保持すること。
5. NaI(Tl)サーベイメータを持って空間線量率を測定しながら立ち入る。退出の際には忘れずに NaI(Tl)サーベイメータを所定の場所に戻すこと。

6. 入室後は経路にそって安全スイッチを「作動」させること。安全スイッチは以下の 6 箇所にある。
 ① 地下共同構西実験室入り口扉脇（退出用リーダの隣）
 ② 実験エリア手前階段手すり脇
 ③ 電気室手前出入り口（西実験室入り口側）
 ④ 電気室奥側出入り口（西実験室奥避難経路側）
 ⑤ 実験エリア西南の角の壁面
 ⑥ 南側遮蔽扉の西側
7. 実験室から退出しようとするものは、以下の順に退避確認を行うこと（退出後ビームを照射することを前提とする）
 ① 実験エリア、電気室内に作業者がいないことを確認する
 ② すべての安全スイッチを「停止」させる
 ③ 必要な退避確認スイッチ（電気室出入り口）を押す。
 ④ 遮蔽扉を閉める
8. 前述の退避確認ののち入退リーダーによる認証を行い、安全キーを元の場所に戻すこと。全員が退出したのち、インターロック盤の退避確認ボタンを押し、ローターリーシャッターを開くこと。
9. 作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、20μSv を超えるときは、実験代表者の指示に従うこと。このとき、実験代表者は作業者の被ばくが最小限になるような被ばく計画を立てて的確な指示を出すこと。
10. 作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、500μSv を超えるときは作業を行わない。
11. 予定作業時間を超過しそうな場合は、一度作業を停止し実験室から退室した上で再度被ばく計画を立て直して作業を再開すること。
12. 被ばく計画書は作業終了後にビームコース責任者に提出するものとする。

2022 年 6 月制定
2026 年 3 月改訂

中性子実験室への立ち入りマニュアル

中性子実験室に立ち入る場合、中性子実験室のビームラインがコース選択されている場合とそうでない場合に応じて、以下のようにする。

＜１＞ 中性子実験室のビームラインがコース選択されていないとき

1. 立ち入り者の制限は行わない
2. 実験室への立ち入りは地下共同構中性子実験室入口からとする。ただし以下の場合は除く。退室も同様とする。
 ① サイクロトロン施設見学における手続きに関するガイド（放射線全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき
 ② 細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき
3. 地下共同構中性子実験室入口から実験室に立ち入るときは多数の見学を除いて一時立ち入り者を含めて入退リーダーによる認証を行うこと。退出時も同様とする。
4. 安全スイッチを１箇所以上作動させること。
5. 以下の場所は線量が高いので不必要に近づかないこと。またやむを得ず近づく場合には近づく時間を最短にすること。
 a. ビームダンプ近傍
 b. 中性子発生標的近傍

＜２＞ 中性子実験室のビームラインがコース選択されているとき

1. 実験者以外は実験室に立ち入らない。実験者以外が実験室に立ち入らなければならないときはあらかじめ実験責任者の許可を得る。
2. 実験室への立ち入りは地下共同構中性子実験室入口からとする。ただし以下の場合は除く。退室も同様とする。
 ① サイクロトロン施設見学における手続きに関するガイド（放射線全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき
 ② 細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき
3. オペレーターの入室許可があるまでインターロック盤に触れないこと。
4. 地下共同構中性子実験室入口から実験室に立ち入るときは入退リーダーによる認証を行い、安全キーを抜き退出時まで保持すること。
5. NaI(Tl)サーベイメータを持って空間線量率を測定しながら立ち入る。退出の際にNaI(Tl)サーベイメータは所定の場所に戻すこと。
6. 通過するすべての場所の安全スイッチを作動させること。
7. 実験室から退出しようとするものは、以下の順に退避確認を行うこと（退出後ビームを照射することを前提とする）
 ① 実験エリア、電気室内に作業者がいないことを確認する
 ② すべての安全スイッチを「停止」させる

③　遮蔽扉を閉める

8. 前述の退避確認ののち入退リーダーによる認証を行い、安全キーを元の場所に戻すこと。全員が退出したのち、インターロック盤の退避確認ボタンを押し、ロータリーシャッターを開くこと。
9. 作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、20 μ Sv を超えるときは、実験代表者の指示に従うこと。このとき、実験代表者は作業者の被ばくが最小限になるような被ばく計画を立てて的確な指示を出すこと。
10. 作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、500 μ Sv を超えるときは作業を行わない。
11. 予定作業時間を超過しそうな場合は、一度作業を停止し実験室から退室した上で再度被ばく計画を立て直して作業を再開すること。
12. 被ばく計画書は作業終了後にビームコース責任者に提出するものとする。

2022 年 6 月制定
2026 年 3 月改訂

東実験室への立ち入りマニュアル

東実験室に立ち入る場合、東実験室のビームラインをコース選択している場合とそうでない場合に応じて、以下のようにする。

＜１＞ 東実験室のビームラインがコース選択されていないとき

1. 立ち入り者の制限は行わない
2. 実験室への立ち入りは地下共同構東実験室入口からとする。ただし以下の場合は除く。退室も同様とする。
 ① サイクロトロン施設見学における手続きに関するガイド（放射線全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき
 ② 細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき
3. 地下共同構東実験室入口から実験室に立ち入るときは多数の見学を除いて一時立ち入り者を含めて入退リーダーによる認証を行うこと。退出時も同様とする。
4. 安全スイッチを１箇所以上作動させること。
5. 以下の場所は線量が高いので不必要に近づかないこと。またやむを得ず近づく場合には近づく時間を最短にすること。
 a. 放射化物保管庫近傍
 b. EN コースビームダンプ近傍
 c. ENN コースビームダンプ近傍
 d. ES コースビームダンプ近傍

＜２＞ 東実験室のビームラインがコース選択されているとき

1. 実験者以外は実験室に立ち入らない。実験者以外が実験室に立ちらなければならないときはあらかじめ実験責任者の許可を得る。
2. 実験室への立ち入りは地下共同構東実験室入口からとする。ただし以下の場合は除く。退室も同様とする。
 ① サイクロトロン施設見学における手続きに関するガイド（放射線全委員会決定第９号）による見学で所定の手続きを行ったとき
 ② 細則第８条第１項第１号による「やむを得ない時」に該当するときで、所定の手続きを行ったとき
3. オペレーターの入室許可があるまでインターロック盤に触れないこと。
4. 地下共同構東実験室入口から実験室に立ち入る者は入退リーダーによる認証を行い、安全キーを抜き退出時まで保持すること。
5. NaI(Tl)サーベイメータを持って空間線量率を測定しながら立ち入る。退出の際にNaI(Tl)サーベイメータは所定の場所に戻すこと。
6. 通過するすべての場所の安全スイッチを作動させること。
7. 実験室から退出しようとするものは、以下の順に退避確認を行うこと（退出後ビームを照射することを前提とする）

① 実験エリア、電気室内に作業者がいないことを確認する
② すべての安全スイッチを「停止」させる
③ 遮蔽扉を閉める

8. 前述の退避確認ののち入退リーダーによる認証を行い、安全キーを元の場所に戻すこと。全員が退出したのち、インターロック盤の退避確認ボタンを押し、ロータリーシャッターを開くこと。
9. 作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、20 μ Sv を超えるときは、実験代表者の指示に従うこと。このとき、実験代表者は作業者の被ばくが最小限になるような被ばく計画を立てて的確な指示を出すこと。
10. 作業場所の空間線量率と予定作業時間から被ばく量を推定し、500 μ Sv を超えるときは作業を行わない。
11. 予定作業時間を超過しそうな場合は、一度作業を停止し実験室から退室した上で再度被ばく計画を立て直して作業を再開すること。
12. 被ばく計画書は作業終了後にビームコース責任者に提出するものとする。